

平成21年第1回美祢市議会臨時会会議録(その1)

平成21年1月16日(金曜日)

1.出席議員

1番	馬屋原 眞 一	2番	岡 山 隆
3番	有 道 典 広	4番	高 木 法 生
5番	萬 代 泰 生	6番	三 好 睦 子
7番	山 中 佳 子	8番	岩 本 明 央
9番	下 井 克 己	10番	河 本 芳 久
11番	西 岡 晃	12番	荒 山 光 広
13番	柴 崎 修一郎	14番	田 邊 諄 祐
15番	山 本 昌 二	16番	布 施 文 子
17番	佐々木 隆 義	18番	原 田 茂
19番	村 上 健 二	20番	大 中 宏
21番	南 口 彰 夫	22番	安 富 法 明
23番	徳 並 伍 朗	24番	竹 岡 昌 治
25番	河 村 淳	26番	秋 山 哲 朗

2.欠席議員

な し

3.出席した事務局職員

事務局 長	重 村 暢 之	係 長	佐 伯 瑞 絵
係 長	佐々木 昭 治	企 画 員	田 畑 幸 枝

4.説明のため出席した者の職氏名

市 長	村 田 弘 司	副 市 長	林 繁 美
総 務 部 長	波佐間 敏	総 務 部 次 長	田 辺 剛
総合政策部長	兼 重 勇	市民福祉部長	阿 野 繁 治
病院事業局長	藤 澤 和 昭	建設経済部長	伊 藤 康 文
総合観光部長	山 縣 博 行	総合観光部長	山 本 勉
総 務 部 長	羽 根 秀 実	観光総務課長	山 本 勉
財 政 課 長	羽 根 秀 実	総合政策部長	佐々木 郁 夫
総合政策部	古 屋 勝 美	企画政策課長	佐々木 郁 夫
地域情報課長	古 屋 勝 美	建設経済部長	中 村 弥 寿 男
		農 林 課 長	

教 育 長	福 田 徳 郎	教 育 委 員 会 長	國 舛 八 千 雄
消 防 長	金 子 正 治	教 務 局 所 長	坂 本 文 男
秋 芳 総 合 長	小 田 村 治 久	上 下 水 道 課 長	矢 田 部 繁 範
代 表 監 査 委 員	三 好 輝 廣	監 査 委 員 長	井 上 真 知 子
会 計 管 理 者	久 保 毅	市 民 福 祉 部 長	福 田 和 司
市 民 福 祉 部 地 域 福 祉 課 長	五 嶋 敏 男	市 民 福 祉 部 高 齢 障 害 課 長	山 田 悦 子

5 . 付議事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第 1号 美祢市有線テレビ放送施設の指定管理者の指定について
- 日程第 4 議案第 2号 美祢市児童クラブの指定管理者の指定について
- 日程第 5 議案第 3号 美祢市老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第 6 議案第 4号 美祢市中心身障害児（者）福祉施設の指定管理者の指定について
- 日程第 7 議案第 5号 美祢市火葬場の指定管理者の指定について
- 日程第 8 議案第 6号 美祢市農産物加工施設の指定管理者の指定について
- 日程第 9 議案第 7号 美祢市生産物直売所の指定管理者の指定について
- 日程第 10 議案第 8号 美祢市美東桂岩ふれあいセンターの指定管理者の指定について

6 . 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開会

議長（秋山哲朗君） 只今から平成21年第1回美祢市議会臨時会を開会いたします。

〔議長 秋山哲朗君 登壇〕

議長（秋山哲朗君） 皆さん、おはようございます。第1回美祢市議会臨時会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

輝かしい平成21年の新春を迎え、ここに議員の皆様、また村田市長を初め執行部の皆様のお健やかなお姿に接し、新年のごあいさつを申し上げますことを心から光栄に存する次第でございます。

昨年を顧みますと、3月21日には、旧美祢市、美東町及び秋芳町の一市二町が合併し、新美祢市が誕生いたしました。この合併に至りますまでには、関係各位並びに市民の皆様方には諸事万端にわたり格別の御理解と御尽力を賜り、ここに改めまして感謝を申し上げます。

合併初年度の美祢市議会は、昨年4月の市議会議員選挙により26名の議員が選出され、5月の初議会や6月の定例会におきましては、各旧市町が抱える、それぞれの課題や議会運営方法の違いなどから多少の戸惑いはありましたが、9月、12月の定例会と回を重ねるごとに議会運営のルールづくりも進み、今年は合併後のまちづくりの総合指針でもあります第一次美祢市総合計画の策定に向けてさらに活発な議論が期待されております。

さて、いよいよ地方分権時代の幕があげ、地方が独自性あふれる政策を進めるときがやってきました。そうした中、本年が合併1周年並びに秋芳洞開洞100周年の記念すべき年でもありますので、市議会といたしましても、さらに各事業のソフト、ハード両面において、望ましい方向性を再構築しながら、時代のニーズに応じた充実したサービスの提供を行うとともに、全国への情報発信を活発に行う必要があるかと考えます。

私自身、合併後、初めての新年を迎え、改めて身の引き締まる思いでありまして、どうか、議員並びに執行部の皆様方の温かい御理解と絶大なる御協力を賜りますようお願いを申し上げます。年頭のごあいさつとさせていただきます。本当に、ありがとうございます。

この際、市長より、年頭のごあいさつがございます。

村田市長、どうぞお願いいたします。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

市長（村田弘司君） 平成21年の年頭に当たりまして、議長並びに議員の皆様に謹んで新年のお喜びを申し上げます。

平素から、市政、各般の推進に当たりまして深い御協力と御理解を賜り、厚く御礼を申し上げますとでございます。

さて、新生美祢市は昨年3月に誕生いたしまして、2年目を迎えることとなりますが、本年は、新市発足後から取り組んでおります新市経営の基盤であります、第一次美祢市総合計画を策定をいたすこと、また、市民の皆様の生活の足となります公共交通のあり方を検討いたします地域公共交通総合連携計画を策定をいたしまして、4月から一部実証運行をすること、さらには、二つの市立病院の経営健全化に向けたあり方につきまして方向性を示すことと、新市を取り巻くさまざまな課題に対しまして、市民の皆様の御意見を十分に反映をしながら、その一つ一つに道筋をつけていくことが、私に課せられました最も大きな責務であると深く認識をしております、ことし1年も全力を挙げて傾注をしていく覚悟でございます。

しかしながら、現在、我が国の社会情勢は、100年に1度といわれる世界的な金融経済危機に端を発しました企業の業績悪化、また資金繰りの状況の悪化、さらには派遣社員の解雇に代表されます雇用情勢の悪化など、急速な景気後退感から経済活動の委縮がさらなる委縮を招いていくという、負の不安の連鎖が極めて憂慮される状況となっておりますとでございます。

こうした激動が、我々、地域経済に大きな陰を落とすなど、地方自治体にとりまして環境は極めて厳しい状況下にあるというふうに考えております。

本年は、合併一周年を迎える新生美祢市にとりまして併せて秋芳洞開洞100周年という節目の年を迎えることとなります。

従いまして、逆に今こそ新生美祢市が確かな成長へとつながるチャンスを考え、観光市場獲得にかけまして、具体的なシナリオを描き、潮流の変化を先取りをした形で、大胆な一步を踏み出したいというふうに考えております。

数多くの記念事業を展開をすることといたしまして、観光事業のみならず地域活性化の起爆剤といたしたいというふうに考えておるところでございます。

終わりにになりましたけれども、本年も議長を初めまして議員の皆様の大なる御

支援、御協力を衷心よりお願い申し上げますとともに、美祢市議会のますますの発展と議員の皆様の御健勝、御活躍を心より祈念を申し上げまして、年頭のごあいさつとさせていただきます。

どうも、本年もよろしくお願い申し上げます。

議長（秋山哲朗君） この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

事務局長（重村暢之君） 御報告いたします。

本臨時会に、本日までに送付してございますものは、執行部からは、議案第1号から第8号までの8件でございます。

本日、机上に配付してございますものは、会議予定表、議事日程表（第1号）、議案付託表、以上、3件でございます。

御報告を終わります。

議長（秋山哲朗君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、山中佳子議員、岩本明央議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしております予定表のとおりでありますので、御了承をお願いいたします。

日程第3、議案第1号から日程第10、議案第8号までを会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。村田市長。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

市長（村田弘司君） 本日、平成21年第1回美祢市議会臨時会に提出をいたしました、議案8件について、御説明を申し上げます。

議案第1号は、美祢市有線テレビ放送施設の指定管理者の指定についてであります。

現在、美祢市有線テレビ放送施設の指定管理者として、山口美祢農業協同組合を指定しておりますが、平成21年3月31日をもって指定期間が満了となります。

つきましては、美祢地域・美東地域・秋芳地域の情報伝達の一元化を早急に進める必要がありますので、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3年間、本市を含め4市1町が出資しております公益性の高い第三セクターであり、また、美東地域でケーブルテレビのサービスを提供しております山口ケーブルビジョン株式会社を指定管理者として指定いたしたいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものであります。

議案第2号は、美祢市児童クラブの指定管理者の指定についてであります。

現在、伊佐児童クラブの指定管理者として、伊佐さくらっ子クラブを指定しておりますが、平成21年3月31日をもって指定期間が満了となります。

つきましては、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間、伊佐さくらっ子クラブを指定管理者として再指定いたしたいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものであります。

議案第3号は、美祢市老人福祉センターの指定管理者の指定についてであります。

現在、美祢市立老人福祉センターの指定管理者として、社会福祉法人美祢市社会福祉協議会を指定しておりますが、平成21年3月31日をもって指定期間が満了となります。

つきましては、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3年間、社会福祉法人美祢市社会福祉協議会を指定管理者として再指定いたしたいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものであります。

議案第4号は、美祢市中心身障害児（者）福祉施設の指定管理者の指定についてであります。

美祢市中心身障害児（者）福祉施設地域活動支援センターひのくに指定管理者制度を導入することに伴い、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3年間、社会福祉法人美祢市社会福祉協議会を指定管理者として指定いたしたいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものであ

ります。

議案第5号は、美祢市火葬場の指定管理者の指定についてであります。

現在、美祢市斎場ゆうすげ苑の指定管理者として有限会社こまつを指定しておりますが、平成21年3月31日をもって指定期間が満了となります。

つきましては、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3年間、有限会社こまつを指定管理者として再指定いたしたいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものであります。

議案第6号は、美祢市農産物加工施設の指定管理者の指定についてであります。

現在、美祢市農産物加工センター（虹工房）及び美東農産物加工所（みとう味の館）の指定管理者として、山口美祢農業協同組合を指定しておりますが、平成21年3月31日をもって指定期間が満了となります。

つきましては、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3年間、山口美祢農業協同組合を指定管理者として再指定いたしたいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものであります。

議案第7号は、美祢市生産物直売所の指定管理者の指定についてであります。

現在、直売所みとうの指定管理者として、山口美祢農業協同組合を指定しておりますが、平成21年3月31日をもって指定期間が満了となります。

つきましては、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3年間、山口美祢農業協同組合を指定管理者として再指定いたしたいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものであります。

議案第8号は、美祢市美東桂岩ふれあいセンターの指定管理者の指定についてであります。

現在、美祢市美東桂岩ふれあいセンターの指定管理者として、桂岩ふれあいセンター管理組合を指定しておりますが、平成21年3月31日をもって指定期間が満了となります。

つきましては、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3年間、桂岩ふれあいセンター管理組合を指定管理者として再指定いたしたいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものであります。

以上、提出いたしました議案8件について御説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（秋山哲朗君） これにて、提案理由の説明を終わります。

これより、議案の質疑に入ります。

日程第3、議案第1号美祢市有線テレビ放送施設の指定管理者の指定についての質疑を行います。質疑はございませんか、南口議員。

21番（南口彰夫君） 本日の議案に関して、早速、けさの新聞で一部その内容が報道されています。

美祢市有線テレビの指定管理者を山口ケーブルビジョンとすることなど、8施設の指定管理者について議案が提出されています。

この新聞を見られた方々から、早朝よりお電話をいただきました。中には農協の重要な役職を務められた方もおり、役員の方もおられました。「全く、寝耳に水だと、どういうことか」というお尋ねでした。ところが、私も、詳しくはわからないので、きょうの議会で議論することになっている、という話をとりあえずはしておきました。

ですから、この内容についてはしっかり議論をしたいと思います。

それに先立ち、それに先立ち、同じく電話であったのは、数日前に議会の議員が集まって、宴席を設けていると。酒の席ですね。恐らく、税金で飲み食いをするんじゃないかと。そこに、市の職員がコンパニオンとして派遣をされていた。一体どうなっちゃうのかと。市長は、昨年最終議会で今から10億予算を削らなければならない、こういう話をしているのに、議会の議員では、税金で酒を飲み、市の職員を、コンパニオンかホストクラブがよくわかりませんが、そうやって使うという市政は一体どうなっている、ということが寄せられています。

まず、日常業務を統括している副市長にお尋ねをしたいと思います。

こうした点については、かつて旧牛尾市長の時代に、県下で14市で野球大会があるが、その野球大会そのものの趣旨より、その後の、酒の席も含めながら、職員を動員をすることについては非常に問題があるということで、全国的にも廃止の傾向で山口県の県下14市でも廃止をされておるわけです。その後、議会では非常にそういった市民から誤解を受けるようなことについては自粛をしようと、当然、牛尾市長の行政運営会議でも、まっ、部課長の役職会議でも、そのことが出されて、今後、非常に厳しくなる財政の中で、市民の誤解を受けるようなことはすまいという申し合わせは、私が議員を一たん辞職するまではたびたび協議なされてきたこと

だろうと思っています。その後、小竹市長にも、その旨、趣旨は引き継がれてきました。ところが、新しい市長になった途端、そういうことで、ただ、私はふと、議会直前なので議会対策を含めて、何らかの思いで職員を派遣をしたのかなと思い、議案が一番多い担当課の辺あたりかどうかという点は考えていました。

まず、そういう事実があるか、ないのか。しかも、職員の派遣があったということを確認していたのか、どうなのか。その点は、行政運営会議なり日常業務を統括しちよる副市長にまず、お尋ねをしたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

21番（南口彰夫君） はい。

議長（秋山哲朗君） 今の、議案第1号の美祢市有線テレビ放送施設の指定管理者の指定の件についての質疑であるわけですね。これは当然、あなたが所属しておられる総務企業委員会に付託されるようになると思いますけども、この初めのほうの質問についてはいいですか、初めのほうの今の。

21番（南口彰夫君） 今、議長が言われるように、有線テレビ放送の指定管理者の指定についての、この議案については、朝、新聞記事を見られて、多数、農家の方が不安になって、私のほうにいろんな意見が寄せられていると、ところが、この神聖なる議会で、市民にとって重要な議案を審議するに当たって、しかし、その議案との絡み、議会との絡みで議員の酒の席にいろんな対策を思いを込めて、職員をコンパニオンなりホストクラブのかわりに派遣した事実があるかどうかを、まず、聞きたい。それが、あるなら、まず、そちらのほうを議論せんにやですね、今から何億という予算を、大切な市民の税金の使い方を議論するのに、そういう、そのええかげんな執行部なり議会が集まったものが、市民の代表として市民の奉仕者としての精神を忘れたものが、集団としてこうした議論を真摯にできるかというところから、まず出発することが必要だと、あえて問題提起をさせていただいております。だから、その点をまず最初に答えていただきたい。

議長（秋山哲朗君） あの、この今の南口議員が言われるのは、この指定管理者について、これに関係する職員がその宴席におったか、おらんかということでもいいんですか。（発言する者あり）

これに関係するということでもいいですね、なら。

21番（南口彰夫君） そうです。

議長（秋山哲朗君） はい。

副市長。

副市長（林 繁美君） 南口議員の御質問でございますが、確かに議会の議員の野球に関しては、かつて山口県の大会等がありました。そのときに、平日で事務局の職員を動員するのはいかがかと、こういった話になりまして、現在は山口県の大会等も開催されてはおりません。

それと、今の宴席に職員をと、いった事実があったかどうかでございますが、私どもは承知しておりません。

それとまた、こういった、個人的っていいですか、職場とか、そういったグループ等でこういったものがあるかと思いますが、特に議会でということのお話でございますが、それについても、たとえ出たとしても公務ではありません。私的なことということでの解釈で、公務であれば当然そういった時間外の命令を受けて出ることとなっておりますが、今回は出ておりませんので、承知してはおりません。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

21番（南口彰夫君） じゃあ、公務でなければ許可をしておると、積極的に参加しちよるように聞こえるんですが、議会と職員の関係でいえば、例えば私たちの何人かの仲のええグループで、私そんなに議員の中ではおらんけど、それぞれのグループは、例えば5人、10人って集まった席に、職員の部長や課長が行って、男めかけにこびを売りながら酌をして歩くということは、市民の目から見たって、どう考えたっておかしいんじゃないですか。だから、あえて、その14市の野球大会に関連して、議会と議員と、それから職員のつき合い方の、ある程度の一線を引いた規律正しいものが必要なんではないかということで、これまでも議会と職員との関係で、ある程度のつき合い方のルールがあったと思うんです。ところが、議会の直前にそういう席に、特定のグループに職員を呼ぶということになったら、普通、議員であれば議員同士であれば、その日に用があれば、やれ腹が痛いとか、いや、ほかに用があるって断ることができるんですが、職員の方々に、例えば私が3階におって、おおちゃくに1階の職員を「ちょっと用があるから、上げてくれ」というたら、大概、課長や部長、皆上げさせるじゃないですか、のどが渴いたっちゃあ、お茶を持ってくるじゃないですか。日ごろ、市役所の中で、議員は職員に対して特権階級のような振る舞いをとることもあるんですよ。それが、今からどこそこで新

年会やるからついてこいって言ったら普通の職員は断れんですよ。それを、きちんと戒めてきた経緯があるかないかと、それをこの際、外すんかと。で、恐らく市民の目から映れば、そうやって飲む席は美祢市の税金なんですよ、ほんなら、その席でだれが幾らお金を払ったんか、その辺も含めて、一回きちんと調査する必要があるんじゃないですか。ということで、副市長、いかがですか。

議長（秋山哲朗君） 副市長。

副市長（林 繁美君） 南口議員の御質問といえますか、御指摘、中身はそのとおりだと思います。

だから、そういった誤解を今後受けさせないようにということで、やっぱり各職場ポジションの部長なり課長なりが、やはり、そういった意識を持っていただいて、今後そういった疑問、疑惑が起こらないように努めさせていただきたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

21番（南口彰夫君） はい。本題に入りたいと思います。ですから、議会の中では、市役所の中では（「マイク」と呼ぶ者あり）議会というのは、市役所の中で気をつけなければならないのは、ある面、絶大な権力を持った集団だと、個々の人間も非常に特権的なものを持っていると。それはなぜかといえば、選挙で選ばれた住民代表だからなんです。だからこそ、議員と職員のかかわり合いについては慎重にならなければならないし、その被害者の職員に対してはですね、今後十分な配慮をしていただきたいと思います。その点、市長、副市長、よろしいですね。被害者に対しては、十分な配慮をしていただきたい。

それから、この本日の議案に入る前に、この中がどうなっちょるかと聞かれましたが、この議案を手にしたのは、土曜日の日なんです。これまでも、私は平成3年に議員になってから、何度も繰り返し同じことを言っているんですが、地方自治法並びに市の議案に対する議会に対する提出、見解はおおむね1週間前に議員に送付するという解釈であったと思います。その点は、前市長、元市長も含めて、現市長も変わらないと思うんです。ところが、実際に受け取ったのは、土曜日で、おおむね1週間というのは、当然、この議案の中身を精査する、必要であれば職員から、それぞれの議案の提案の担当課から、必要であれば資料を求める、調査活動の期間をおおむね1週間と定め解釈をされていると思っている。ところが、土曜日に届いて、日曜日、月曜日は休みなんです。実際に役所に出てきて、これを調べようと思

えは、火、水、木なんです。3日間しかない。で、もうきょう金曜日で。そうすると、実質、議案を手にして、実際にこの中身はどうなかと、いって精査する時間が非常に、慎重に調べる時間が限られていたということが、まず、1点よく理解しておいてほしいんです。

先ほどの、酒の席に職員を派遣して何かを懐柔しようという思いがあるんじゃないかというのは、あえて言わせてもらえれば、できる限り議案を議員のもとに届いて、遅く届けて、なおかつ、役所が休みの間に、しかも調べることの時間を短くしたほうがいいんじゃないかというこそくな判断が働いているんじゃないという程度の低い疑心暗鬼を持ってしまうわけです。で、そのようなことはないとは思いますが、そういう疑惑を持たれるようなことは、これからたびたび起こるのではないかと心配しますので、十分気をつけられたほうが良いと思います。

それから、ここで本題をお聞きしますが、先ほど市長がお答えしたように議会の了解が要るのでということで地方自治法第244条の2項を適用として、ということで、なぜ、議会の承諾が要するのか、その点、どう御理解をされているのか、まず、所管のほうでお答え願いたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 兼重部長。

総合政策部長（兼重 勇君） 議会の同意がなぜ必要かということでございますが、この指定管理者の制度というのは平成15年に法律が改正をされまして、それまでは、いわゆる委託を施設の管理の委託等を市から請け負って実施をすると、例えば、建物の清掃あるいは備品の維持管理等々ですね、いわゆる管理の幅が非常に狭められておりました。

ところが、この新しい法律でございますが、地方自治法に基づきまして改正されました法律では、いわゆる管理以上に行政処分、いわゆる許可ですね、施設でしたら、施設を貸す貸さないの許可までも与えると、指定管理者に与えるという制度になるわけでございます。ですから、いわゆる権限が非常に、まあ、深まってくるということになるわけでございますので、当然のことながら議会でしっかり議論していただいて御議決をいただくということでございます。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

21番（南口彰夫君） 要点は、きちんと押さえられた答弁であったと思います。

ところが、先日、私、県のほうに総務省と県と指定管理者制度の地方自治法、今、言われた平成15年に地方自治法の改正、その後、この指定管理者制度の実施が都道府県並びに市町村で具体的にどのように取り組まれ、どうした問題点が出てきているかという調査をいたしました。ところが、基本的にまず大事なものは、それぞれガイドラインを示せ、ということが基本になっているという答えが戻ってきていますが、美祢市では、その点どうなんですか。

議長（秋山哲朗君） はい、兼重部長。

総合政策部長（兼重 勇君） 南口議員のおっしゃいましたように、県等の指導もございました。

それで新美祢市では、平成20年10月に、実は内部でガイドラインを作成をしております。このガイドラインにつきましては、実は旧美祢市から既にございまして、それを参考にしながらつくったものでございます。このガイドラインに基づきまして、私ども、それぞれのセクションでそれぞれの施設の管理はしておりますが、そこに流れるものは、このガイドラインに従ってやっていくようにということで周知をしておるところでございます。

それで、もし議長さんのお許しがいただければ、実は、このガイドラインにつきましては、資料を準備していますので、資料を配付させていただいて説明をさせていただけたらと思いますが、いかがでございましょうか。

議長（秋山哲朗君） 資料の配付、許可いたします。

総合政策部長（兼重 勇君） それでは、ガイドラインについて説明をさせていただきます。

先ほど申しましたように、これは平成20年10月に制定したものでございます。

これは、地方自治法の一部を改正する法律が平成15年6月に公布されまして、同年の9月に施行になったわけでございますが、この法律は、今まで管理委託をしている施設につきましても、早急にこの指定管理に変更するということではございましたが、長年の経緯がございますので、3年間の猶予がありまして、法的には平成18年9月までには完全移行しなければならないという趣旨のものでございます。

まず、1ページからでございますが、先ほど申しましたように、地方自治法の一部を改正する法律において、公の施設の管理委託制度が廃止され指定管理者制度が

導入されました。

その指定管理者制度とは、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的に、NPO団体、民間事業者等を含めた地方公共団体が指定する法人、その他の団体に施設の管理運営を行わせる制度でございます。

次に、管理委託制度、これは法律前のものでございますが、四角で囲まれてございますが、指定管理者制度の違いがここに出ております。改正前は、地方公共団体の管理権限のもとで、具体的な管理の事務、業務を管理受託者が執行すると、受託団体は、公共団体、公共的団体、地方公共団体の出資法人のうち、一定要件を満たすものに限定をされておりました。管理の受託者は使用許可を行うことができない。これが、指定管理者制度になりまして、地方公共団体の指定を受けた指定管理者が管理を代行する。

そして、管理を代行する団体には特に制限がないということで、団体であれば、どのような団体でも受けられると。それから、指定管理者の使用許可を行うことができる。いわゆる、行政処分でございますが。今までは、管理はされてたが、使用の許可はその団体はできなかったわけですが、今、新しい法律では、使用許可もすることができると、権限を移譲できるということでございます。

2としまして、指定管理者制度の導入でございますが、市が所有するすべての公の施設について、指定管理者制度の導入を検討する、個別法の制約があり、制度導入ができない場合や、業務の専門性、特殊性から市が管理を行わなければならない特段の理由がある場合などを除き、以下の視点で点検を行い、法人その他の団体に委ねることにより、より効率的、効果的な管理運営が可能な施設については指定管理者制度を導入する、施設が提供するサービスの内容や、施設の規模等といった観点から民間事業者等の運営の可能性があるかどうか、開館日、開館時間の拡大等といった市民のニーズに合ったサービスの向上が期待できるか、同様、類似のサービスを提供する民間事業者があるか、制度導入による管理運営に係るコスト縮減が期待できるか、利用料金制による運営が可能な施設であるか、でございます。

次に、2ページでございますが、3の指定の期間でございます。指定の期間は、指定管理者制度の趣旨を十分に活かせるよう競争性を確保しつつ、各施設の設置目的、利用者の状況、サービスの継続性や安定性を踏まえ、3年から5年を原則とし

て、施設ごとに所管課が決定をすると。

なお、当初、導入時に指定期間を3年としたものであっても、人材の確保や育成が必要な場合、ソフト事業や自主事業の充実が必要な場合等によっては、更新時から指定期間を5年とすることを妨げない、としております。

次に、4でございます。指定管理者制度導入に係る規定整備でございます。各公の施設に共通する指定の手續等については、美祢市公の施設の指定管理者の指定手續等に関する条例において規定をいたしておるところでございます。指定管理者の行う管理の基準、業務の範囲等については、規定管理者制度を導入する公の施設ごとに個別の設置管理条例において定めなければならない。

なお、細目については個別の設置管理条例の委任により規則で定めることができる、としております。

その下に、表を書いておりますが、まず、指定の手續としては、美祢市公の施設の指定管理の指定手續に関する条例の制定でございます。これは既になされておるわけでございます。

そして、個々の施設でございますが、既に設置条例を持っている施設につきましては、条例の改正をしていくということでございますし、新たに条例を設置する場合には、その指定管理者に管理をさせる旨の規定を挿入するということでございます。規定の内容としましては、指定管理者に管理を行わせる旨の規定、それから管理の基準、休館日、開館時間、利用制限の要検討でございます。

それから、3として、業務の範囲、管理する施設の範囲、業務内容、その他、必要に応じて適用する。

それから、利用料金制等について適用するということでございます。

次に、5としまして、指定管理者の指定に関する手續でございます。指定管理者の指定に関する手續は右に示すとおりでありまして、手續は、施設を取り巻く社会環境や管理運営の安定性、継続性、費用対効果などを総合的に勘案しながら進める、でございます。手續要綱につきましては、次のとおりでございます。

次に、3ページお願いします。指定管理者（候補者）の選定は、透明性・公平性の確保に十分留意して、募集・選定を行う。指定管理者の募集は原則として、公募により行う。公募は施設ごとに行う場合、各施設をまとめて行う場合等さまざまな方法が想定されるが、最も効果的な方法を施設の所管課で決定し、所管課において

事務を行う。

また、公募の期間は、2週間から1カ月を基準とし、募集に係る情報提供は、広報紙、市のホームページ及び有線テレビ、文字放送等、その他、適切な方法により行う。募集に係る提供すべき情報例でございますが、 から 番、このようなものでございます。

なお、例外的に公募を行われないケースとして、主に次のような場合が想定されますが、所管課で公募の実施の有無について十分検討し、必要に応じてその理由を市民等に公表し、説明責任を果たすこととしております。ただし、この場合においても指定管理者の候補者となり得る者は、市が出資している法人または公共団体もしくは公共的団体のみでございます。

としまして、専門的かつ高度な技術、それからノウハウなどを有する特定の団体を指定することが適切な施設の管理運営に資すると認められた場合。

としまして、施設管理上、緊急に指定管理者を指定しなければならない場合。

としまして、その他施設の性質または目的から、特定の団体を指定することが適切な施設の管理運営に資すると認められる場合がございます。

次に、選定基準でございますが、指定管理者の候補者の選定は、各施設単位または各所属に設置する指定管理者候補者選定審査会において行う。

なお、選定審査会の設置に当たっては別に設置要綱を定めることとするが、委員については、庁内の関係課職員及び公正な選定を行うため施設利用者の代表等の外部委員を含めたものとする。選定審査会においては、最小の経費で、最大限の施設サービスを提供できるよう、サービスの質、コスト、その他の各種要素を利用者を始めとした市民本位の視点が十分に反映されるものとして、総合的に評価して決定をするものとしております。

次に、4ページでございますが、選定審査会における共通の選定基準を以下のとおりとしております。

まず、 として、市民の平等な利用が確保されること。 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。

事業計画書の内容に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること。

また、選定審査会において施設の設置目的や性格を考慮した上で、管理における

費用と効果、利用者アンケート等によるニーズを反映させる仕組みの有無、施設の効果的な広報に係る項目や、各種施策との連携に係る項目などを選定基準として、適宜追加するとしております。

次に、選定方法等でございますが、従来の管理委託制度とは異なり、指定管理者制度は、公共的団体に加え、民間企業の参入も可能となり、さまざまな供給主体が指定管理者となって多様なノウハウのもとで施設サービスを提供する可能性を持っている。

そこで、当該施設の特性や設置目的を十分に活かし、最適主体による最適サービスの実現に向けて最適な選定方法を選定審査会で決定、採用する。

なお、選定の方法は、ソフト事業の企画、実施など、事業者のノウハウによりサービス内容等に差異が生じる施設については、総合点数方式、また施設の維持管理のみを実施するなど、事業者のノウハウを發揮しにくい施設については、入札方法が考えられる。

仮に、指定管理者に応募した者が1者であっても、上記視点のもと適切なサービスの提供主体であるかを審査しなければならない。

また、選定の経緯、概要等については、原則として当該施設での閲覧、市ホームページの掲載等を行い、透明性の確保に努めなければならない。

総合点数方式としましては、あらかじめ設定した評価項目について点数化し、その合計が最も高い団体を選定することになります。

入札方式でございますが、費用以外の項目について競争する余地が余りない場合に限って本入札方法を用いるものとしております。

次に、2として指定管理者の指定でございます。議会の議決でございます。指定管理者の指定に当たっては、次の事項について議会の議決を得る。

議決事項は、まず、 としまして指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称及び所在地、 として、指定管理者となる団体の名称、所在地及び代表者名。
として、指定の期間でございます。

次、5ページをお願いしたいと思いますが。指定の通知でございますが、議会の議決を得た後、規定管理者に対して、指定の通知を行うとともに、その旨を告示する。3、協定の締結、指定を受けた指定管理者との間において、管理代行の具体的内容を取り決めるための協定を締結する。協定は、指定の期間全体に効力を有する

基本協定及び指定期間中の各年度の内容を規定する年度協定の２種類となります。基本協定は指定期間開始時に締結し、以後、指定期間中にわたり効力を有するものとし、年度協定は指定期間中の各年度開始時に締結し、当該年度中効力を有する。

市が支出する施設の管理運営委託料については、年度協定において定める。

基本協定に盛り込むべき事項としては、事業報告書の作成及び提出、施設利用者等の個人情報の保護、当該業務に係る情報公開についてとるべき措置、施設、設備の原状回復の義務、損害賠償等に係るものが想定されております。

次に、６でございますが、指定管理者制度導入後の具体的な手順としまして、１、所管課による適切な管理監督、制度導入後、所管課においては、適宜報告を聴取し、施設の実地調査を行い、必要に応じて利用者等の声を十分に把握するよう努め、それに基づき必要な指示を行うことで、当該施設の適切な管理運営が行われるよう努めなければならない。２としまして、必要な評価分析とフォローアップの実施でございますが、法の規定に基づき、毎年度終了後に指定管理者から提出される事業報告書等に基づき、指定管理者による管理運営状況について、さまざまな視点から、所管課において評価分析を行う。評価の結果につきましては、施設への掲示、市ホームページの掲載、その他の方法により情報提供を図るとともに、この結果を踏まえ、必要な管理監督、その他のフォローアップの取り組みを行う。

以上でございます。すべて読み上げましたが、非常に大事なところばかりでございますので、勝愛をいたしませんでした。ありがとうございました。

議長（秋山哲朗君） 南口議員、よろしいですか。

竹岡議員。

２４番（竹岡昌治君） 南口議員の質問から、この美祢市指定管理者制度導入にかかわるガイドラインということで、昨年の１０月につくられたという説明でございました。これも踏まえて、そもそも指定管理者制度とは、というところからちょっと御質問をさせていただきたいんですが。

今回、８議案すべてが、指定管理者制度の活用によりましての議案が上程されたわけでありまして、時を得た議案であるということについては、評価をするわけがありますが、もともと、この自治体のアウトソーシングといえますか、これが１９８０年石油危機によりまして、世界中に財政危機が悪化が起きたわけでありまして、イギリスやアメリカ、ドイツ、いろんなところで、それぞれの自治体の事業

を、まあ、強制的っていいですか、そうした入札制度あるいは公共のサービスを民営化するとか、そうした法の整備をしながら取り組んできたわけであります。

特に、日本では1994年ということですから、まだ、ごく最近でございますけど、自治省が地方行政の改革大綱策定の中で自治体に義務づけてきたという経緯がございます。近年、また、アメリカの金融不安から端を発しまして、世界経済が、御承知のように、未曾有の財政危機を迎える時期に来たと思います。

そこで、こうした指定管理者制度によって、民間の活力を利用しながら行政コストを削減し、取り組もうということについては、私も大いに賛成でございますが、南口議員も申しあげましたように、私も、手元にこの議案を受け取ったのが土曜日でございまして、日曜日、月曜日が休みだったんで、調査期間が3日間しかございませんでした。

従って、十分な調査はしていないわけでありまして、十分な議論ができるかどうか、よくわかりません。

ま、しかしながら、この1号議案、なぜ今回、山口ケーブルビジョン株式会社が随意契約なのか、公募されたわけではなしに随意ということでございますので、その辺がなぜなのかと、それから長年JA美祢農協さんが、この事業を受託されまして、やってこられました、そのことが否定されたのか、あるいは、どう評価されているのか、ということにつきまして、まず、この2点は市長のほうにお尋ねをしたいと思います。

そのほか、私のほうでは、国の指針はどういうものかとか、現在の指定管理者のリストを求めようとしたら、以心伝心、ちゃんと、きょう、説明も受けましたし、それから新市公共施設指定管理の一覧表ということで、実に32の指定管理者制度の一覧表をいただいております。これにつきまして、きょう一日で、これを目を通しながら、どういう議論していくかというの、大変だと思うんですが、とりあえず、今の2点についてお答えをいただきたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 竹岡議員の質問にお答えを申し上げます。

今、3日しか調査期間がなかったというふうにおっしゃいましたけれども、よく国の発端に至ることまで調べた形で御質問をされたというふうには、逆に感心をいたしました。

おっしゃいましたように、国のほうの行政改革にかかわる根本的な流れに基づいて、これが起こってきたという経緯があります。この中で、先ほど兼重総合政策部長が御説明申し上げましたように、平成15年に地方自治法が一部改正をされて、この制度が導入されたということでもあります。

ちょっと、基本的なことを先にお話しさせていただきます。ちょっと長くなりますけれども。

今、ガイドラインということで、部長のほうがお話を申し上げましたけれども、なぜこれが、国におかれて導入をしたかということなんですけれども。かつて、これが導入される前は、先ほど、部長も触れましたけれども、管理委託制度という方法でやっておりました。この管理委託制度というのは、結局、公の施設の管理権限は、うちの場合は市ですね、市が持ったまんま、まあ、外部ですね、公共的団体等に限定されておりますけれども、管理をお願いをして、しかしながら、初めから終わりまで、市が管理権限を持ったまんま業務を委託しただけでいうことでございますけれども、この指定管理者制度というのが根本的に違うところが、この管理権限を、その受けられた業者の方に代行していただくということで、管理権限そのものを移譲する、移管をするという制度でございます。これは逆に言えば、この権限が移譲されたということは、その施設を運営するにおいて大きな責任を、その受けられるところは負われる、ということで、その資質を非常に問われるという部分があるということで、このガイドラインが非常に深く、広くなっておるということがあろうかと思えます。

で、じゃあ、この制度をどうして国が導入したかということなんですけれども、このガイドラインにも触れておりましたけれども、三つ大きな目的があります。

一つは、国が行財政改革ということで、地方自治体の行政基盤の効率化のために、行政コストの削減、圧縮という大きな目的があります。

それと、このことをやることによって管理権限を受託者に移管することによって、民間の方々のノウハウを十分に用いて、市民、それから、その施設の利用者の方に対するサービスを、かつての官がやっておった、非常にかたいというイメージがあります。で、思考回路がどうしても偏りがちになるということで、民が持っておられる、民間が持っておられる非常に柔軟なノウハウを使って、その施設が使いやすいようにすること、サービスを上げていくということ、この目的があります。これ

が二つ目です。

もう一つは、民間に2分の1、公が出資しようとか、公的機関とかじゃなしに広く、NPOを含めましてですね、民間の通常の株式会社、有限会社、今、有限会社とはいいません、まあ有限会社も残ってますけれども、広く民間の会社に受託をしていただく、ということになったというふうな、逆に言えば、このノウハウを公のほうは扱わさせていただきますけれども、一方の側面からいうと、民間のほうの活力につながる。ですから、公のお金が、その民間の事業体に流れますので、民間の活力につながる、それが、ひいて言えば地場の民間の方々の活力の増強につながるということ。

ですから、大きく言えば、この3点があります。その目的によって、この指定管理制度が生まれて、今、それぞれの自治体が知恵を絞ってやっておるという現実があります。

今、御質問になりました、このケーブルビジョン、なぜ山口ケーブルビジョンにしたのかということでございますけれども、今、兼重部長が説明を申し上げましたけれども、このガイドラインの中にもありました、何ページやったかな、この3ページに例外的に公募を行わないケースといたしまして、その下に、3ページの中段の辺にありますけれども、例外的に公募を行い、通常的是基本的には公募をしますけれども、公募を行わないケースとして、その1番目ですね、として書いてあります、専門的かつ高度な技術、ノウハウなどを有する特定の団体、これについては公募を行わずに指定をできるという形でございます。

この山口ケーブルビジョンというのが、私が壇上で提案説明で申し上げましたように、美祢市が出資をしておる第三セクターの会社でございます。なおかつ、情報処理に関する専門機関でございます、団体でございます、株式会社ですね、これがあります。その上に今、合併をいたしまして、美東地域、旧美東町のエリアになりますけれども、この山口ケーブルビジョンがもう既に供用開始をしておるということですね。今、秋芳地区については、まだないですけれども、これについても、今、一生懸命、ケーブルビジョンを広げるために努力をしております。近い将来に、その形をお見せをできる状態まで今、持ってきておりますけれども、これについても美祢地域から引っ張っていくよりも、美東のほうの山口ケーブルビジョンを引っ張っていったほうが非常にコストが安く上がるという面があります。これが2点目。

それで、例えば現在のMYTですね、農協さんにやっていただいております。これと今の山口ケーブルビジョンを新しい市の中で二つを融合させると、並立をさせるということになりますと、情報の一元化、それから効率的な処理について、非常にふぐあいが生じるという現実がございます。この情報処理につきましては、国のほうからの指導もよりまして一元的に処理することが望ましいということで、今回、この専門的な会社であります、美祢市が出資しております会社であります山口ケーブルビジョンのほうにお願いをするということを決めさせていただきました。

なお、今、農協さんのほうの、ずうっと旧美祢市の時代からですね、MYTという形でやってきていただきました。きょうも、そこに今、カメラがありますけれども、MYTがこの議場を撮っていただいて、広く、まだ美祢地域だけに限られてますけれども、議会の情報を流していただけるということで、農協さんのやってきていただいた仕事というのは、非常に懇切、丁寧、本当にありがたいと思っております。おかげをもって、我々、旧美祢市の市、それから今の美祢地域の、MYTに対する信頼度というのは非常に高いというふうに思っております。ですから、モニター番組と言われるぐらい視聴率も高い、この実績があります。ですから、でき得ればと思いましたが、今、申し上げたように山口ケーブルビジョンが専門機関ということで、そちらのほうにお願いをするということでございますけれども、農協さんが、今までやられた方が、仕事として不利益、不備があったからということでは、全くございません。農協さんには、本当に心の底から私は感謝をしております。

以上でございますが、よろしゅうございましょうか。

議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。

24番（竹岡昌治君） 先ほど、南口議員も、けさそれぞれの方から指定管理者制度について電話があったという話もありました。市長の方からすれば、農協さんのやられたことについては高く評価されておられるようでございますが、確かに、情報の一元化ということでわからんでもないんです。わからんでもないんですが、まだ秋芳地区のケーブルテレビが、まだ工事すらできておりません。これが、供用開始になるのは、恐らく二、三年後だろうと思うんですね。指定管理者制度も3年間ということになると、ちょうど、もう1回、そのお任せしても大丈夫な時間が十分あると、私は思っております。そのことにつきましては、先ほど、議長からも話がありましたように、総務企業委員会所管でございますので、これは私も、総務企業

委員会ですから、そこで、もう少し議論はしていきたいと思っております。

せっかくですから、全体に絡んでの御質問を申し上げたいと思うんですが、ガイドラインにもありましたように、3ページですか、最も効果的な方法を施設の所管課で決定し、所管課において事務を行うと、こういうふうに書いてございます。確かに、それはそれなりのセクションでやられるのも、いいと思うんですが、相当の公募の中身っていいですか、格差があるわけですね。この辺をどういうふうにお考えなのか。確かに、自主事業につきましては、先ほども市長が申されましたように、民間の能力を発揮していただきまして、サービスの向上、併せて生産性も高めようと、こういう趣旨だろうと思うんですね。ところが、現実には、これは、まあ、短い時間でどこまで正確かどうかわかりません。現実には調べさせていただきますと、今回、家族旅行村が指定管理者制度で公募されました。非常に、これだけでもありますよね、分厚い資料、読むだけでも大変な資料なんですけど、その中で、大きく今までと違ってるのは、例えば、修繕費についても、今までの指定管理者制度をやっておられた方は、10万以上は市が負担しますよ、というような話はありません。その辺は、どう整備されていかれたのか。

それからですね、一番決定的なのは、先ほどありましたね、基本協定ですか、基本協定ということで、それぞれ決めることを列記をされておりますが、委託料の支払い合意書というものを、契約した後に交わされているんです。市長、見られたかどうかわかりません。その中に精算方式がある、いわゆるお金が余ったら返せと、こう書いてあるんですね。

これ私ごとで大変申しわけないんですが、私もNPOでお年寄りの配食事業をやっております。で、残念ながら私がもうけ過ぎたんじゃなかろうかということで裁判をされておられるようでございますが、なぜなのかなと思ったら、やはり契約書の中に一行入ってるんですね、お金が残ったら返せと、足りないときは面倒見ますとは書いてないんですね、まあ、おかげで、1,000万円ほど今、赤字を出しておるわけですが、そのことについては何ら触れていない。そうしますと、支払い協定書の中で、精算方式ということになると、例えば、自主事業を本気でやったり、コスト削減したりして、お金が仮に余ったとしますか、そしたらそれを返せということでしょう。そしたら、自主事業の努力をする必要もなけんにゃ、コスト削減の努力する必要もない。とんとん、もしくは若干の赤字程度で済ましちょきゃい

いじゃないかと、こういうことになれば、指定管理者制度のもう一つの、今、おっしゃったように、行政コストの削減、これは達成できるかもしれません。

しかしながら本来の、この指定管理者制度の中で、市長も申されましたが、確かに行政コストの削減、それから住民サービスの向上、あるいは専門性の向上、これも当然だと思っただけですね。業務の簡素化、スピード化、それから付加変動、ということがあっても、それに対応できる柔軟性、住民参加の促進、そういうものから考えていくとですね、今のやり方では、別に、努力をしてノウハウ提供する必要はない、こういうことが、私は、言えるんじゃないかなと思うんですね。これは、ごらんになったかどうかわかりません。

それから、もう一つは、今までの雇用、確かに働く人の立場からすれば、雇用を継続していくということは大事なんです。ところが、雇用形態に触れてないから、いいようなものですけど、雇用は必ず今までの人を入れなさい、それから地元とのいろんな協定事項があるのも、表現されてない。実際にやってみたら地元とのいろんな、その約束事がある。何ら、その改善に手をつけようとしてもつけられなかったという話も聞いております。

その辺で、市長さんにお尋ねしたいんですが、何で、そんな協定書以外に、協定を結んだ後に、支払い合意書でそういうことをくくりつけておるのか。

もともと、ちょっとついですが、家族旅行村の指定者の公募の中も、せんだって現地説明が行われて、私もちょっと関心がありましたから、施設を見させていただきました。おっしゃるように、カルスト森林組合さん、本当に素晴らしい施設管理をされておられました。私もこれは市長と一緒に農協さんと一緒に、非常に高く評価すべきだと思うんです。しかし、どこまで、それをやって努力すればいいのかというのは、なかなか難しいだろうと思うんですね。非常によくはやってあったんです。

ところが、このことについて、ちょっと、まあ、済みません、関連がありますんで引き続き質問をさせていただきますが、いわゆる指定管理者の一環としては、やはり質的、それから、今、人材の話もされましたが、そうした民間ノウハウを取り入れた改善を図っていこうとするならば、それぞれ、ばらばらのやり方じゃなくして、例えば、行政改革室が総合政策部の中にあると思います。これらの権能をもう少し強化して横断的に統一化をもっと図るべきではなからうかと、私はそういうふ

うに考えております。このことについても、ちょっと市長にお尋ねをしたいと思
います。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 竹岡議員の質問にお答えを申し上げたいと思
います。

今、民間活力の利用させていただくことに、ベースを置かれて御質問をされた
というふうに思っております。

今、協定書というふうにおっしゃいましたかね、協定書ですか、受託をされた
方が最終的にその年度の仕事をされて、余ったお金は返せという協定の一文がある
ということ、今、おっしゃったんですね。ちょっと、私、大変申しわけない、市役
所の書類というのは膨大なものがありますので、一つ一つ見ておりませんから、
その文面を確認をしておりますけれども、基本的なことをお話しさせていただ
きたいと思
います。

先ほどの御質問でもお答えをしたように、大きくある、指定管理者制度の三つの
目的の中に、民間活力の活用、ひいては、それは民間の方々の活性化につながる
ものである、ということがあるということ、申し上げたわけですが、今、御質
問の中にもおっしゃいましたが、結局、その民間の活力を使わせていただいて、
その施設を運用していただくということ、そうすると知恵を絞る、そして受けられ
た方も運営コストとかいうことを考えられます。

それから、今の指定管理者を受けていただく施設をいうのは、大きく分けて二
通りあると思
います。

公民館のように、ほとんどの市民の方が利用されて利用料金とか払われるけれど
も、これは収益的な施設ではありません、基本的にはですね。

もう一方では、例えば、道の駅とか、そういうふうに収益的な施設があります。
ですから、全国どこでも一緒でしょうけれども、指定管理を出してある施設は大き
く二つあるというふうな基本的な認識が要ると思
います。

で、今、後の方で申し上げました収益的な部分を持っている施設については、特
に民間の方々のノウハウを利用させていただきたいというふうに思
っております。

それを本当に惜しみなく使って運用していただくためには、やはり受けられた
ほうにもメリットがないと、今、御質問のとき、やる気がなくなってしまうとい
うような言い方されましたけれど、知恵が出てこないし、本当の取り組みが
できないと

いうふうに考えています。今、協定書の一文を言われましたけれども、例えば、余った金を返していただくということにすると、確かに、おっしゃるようなことが生じると思います。

実は、この指定管理者制度が、先ほど平成15年に導入されたというふうに申し上げましたけれども、三つある目的のうち、導入された当初が、それまでは管理委託制度をとっておりました。それを、持ち込んで、それをベースに動き出したものですから、全国どこの自治体も、どうしても行政コストの削減ということのほうに目が行きまして、そこに特化し過ぎてきた嫌いがあるというふうに思っています。これは、もう我々旧美祢市、この新美祢市だけにかかわらず、全国どこでもそういう傾向が起こってきておる、ということを知っています。

実は、本来の目的は、何遍も申し上げますが、三つあるわけなんですね。そのうちの一つに特化してきた嫌いがあるということです。

ですから、今後、我々、新しい市になりまして、考えていくべきことは、その三つの側面を非常にきちんとリンクをさせて効率的に運営をしていく必要があると思います。

今、部長のほうの説明申し上げた、今年の10月につくった、このガイドライン、冒頭、部長が申し上げましたように旧美祢市のガイドラインをベースにしておりません、そういうことです。

それで、旧美祢市のガイドラインというのは、例えば国が当初、導入したとき示したものをベースにしてつくっております。

どうしても、国の方もいろんなことを言いましたけれどね、やはり行政コストの圧縮ということを当初先に言いましたものですから、そういう部分に非常に偏った部分があるかもしれません。

このガイドラインについても、今、部長のほうにも話しておりますけれども、例えば、この4ページに、選定基準のところもありますけれども、いろんな利用者アンケートとか、使えとかいうふうに書いてありますし、その下の選定方法にも、多様なノウハウのもとに施設サービスを提供する可能性をつくれとあります。そうすると、余ったお金を、その次の年度のサービス向上のために使っていただくとか、ということですね。だから、受けられた施設そのものを活性化するというに受けられたほうが使っていただくということにしていきますと、受けられたほうも仕事

として受けておられますので、非常に効率がいい、市にとっても、本気でやられますのでサービスが向上すると、例えば、先ほど申し上げたように、収益的なものを持っている施設については、お客さんにとって、また行ってみようかという気分になる、口コミで、また、あそこはいいよということでお客さんがふえる、ということにつながってくるわけです。ですから、このガイドラインについても、その辺を含めた形で今再生をしようというふうに考えております、考え方ですね。

この公の施設というのは、基本的に税金をもって建てられたと、じゃあ、収益的なもので、じゃあ、その受けられた業者さんだけがもうかるんじゃないかというお考えをお持ちになる、誤解を受ける危惧がありますけれども、実はそうではない。基本的に、受けられたほうが、それは自分のところは会社組織ですから、ある程度の何らかのメリットがなければやられない、なおかつ併せて行政コストも下がります。そして、お客さんがたくさん来られるということは、その波及効果がこの美祿市全域に行き届く、消費効果も起こってくるということで、実は、この美祿市全域のことで考えた視点で考えた場合ですね、大きな効果があるということで、この、税金を使って建てておる公の施設に対して、市に対して利益をもたらすという視点を持ってやる必要があると思います。

ですから、ちょっと御質問のお答えに全部なっていないかもしれませんが、この辺でよろしゅうございますかね。

議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。

24番（竹岡昌治君） 市長のお考えはよくわかるんですが、まず、1点は行政改革室の権能強化はどう考えているのかということが1点。それから、もう一つは、いろいろおっしゃったけど支払い合意書の中に精算制度が取り入れられておると、これに対して、もう少し明確なお答えをいただきたい。でないに現実、まあ、今、表を見せていただきましたが、この人たちはほとんど、かなりいい給料を取っておられるんだろうと思うんですね。例えば、家族村なんか見ましても、6,700万の予算規模の中で、4,500万円が人件費ですから、まあ、それだけの人が要るのか要らんのかわかりません。まだ、十分な調査はしておりません。従って、その辺のことはわかりませんが、私が知っている指定管理者制度を受託されている方は、最低賃金なんです、賞与もありません。最低賃金でやっている。例えば、道の駅の人ですよ、昇給はなし、賞与もないという状態の中で、精算制の導入というのは

私はおかしいと思うんですね。まあ、最低賃金は確保できればいいんじゃないかというお考えなら別ですが。

それから、もう一つ、このガイドラインの中に、僕は体質じゃろうと思うんですね。人材育成が必要のない施設って僕はないと思います。何でこんなことが書かれているのかなと思います。当然、単に公民館の受付業務と言われても、やっぱり人間の資質向上、これは絶対必要だと思うんですね。その辺は、ちょっと余談になりますんで、2点についてちょっとお答えをいただきたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 竹岡議員の御質問にお答えします。

先ほど行政改革のことについては質問されまして、今、私、しゃべっている間に忘れまして。失礼しました。

行政改革、これは私が市長になったとき、挙げております大きな旗の一つでございますんで、さらにこの分を強化したいと思っております。

この4月の人事異動、かけるつもりですけれども、私が市長になって初めて行います大きな、私の色を出した、市長としての色を出した人事になりますので、そのときに明らかになってくると思います。これが一つ。

それと、今の、協定書ですかね、一文のこと、返還に係ること、そのことを今、御説明したつもりやったけど、ちょっと言葉が足らんやったですね。収益的な事業を伴っておるものについては、サービスを向上して、その利用者の方々に満足を得るためには、やはりそこは、その一文は考える必要があるということを今申し上げたつもりだった、でございます。（発言する者あり）

議長（秋山哲朗君） 竹岡議員、関連ですか、今の。

なら、先にちょっと。

24番（竹岡昌治君） 申しわけないです。まだ、たくさん皆さん質問したいと思いますが、じゃあ、ちょっと最後にですね、市長が議会の開会のときに新年に当たっての抱負を申されました。そん中で観光のことも最後に申されました。今も、市長になって、ことしの4月1日に人事異動が初めてだという話をされましたが、ちょっとお尋ねをしたいんです。この今のアウトソーシングについて、特に、私も観光分野については市長が市長選のときにも非常に強く訴えておられる。家族村のことは、また今度、議案で上がってくるでしょうから、そのときにしたいと思います。

例えば、今、観光部の料金所、何人職員がいらっしゃるか御存じですか。観光部長、どこおってかいね、ちょっと関連で教えてください。

議長（秋山哲朗君） 山縣部長。

総合観光部長（山縣博行君） それでは、質問にお答えいたします。

秋芳洞の業務の料金所のみでございますが、職員は12名でございます。（「パートは」と呼ぶ者あり）職員が12名、パートといいますが委託職員が13名。

議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。

24番（竹岡昌治君） 市長さん、今、お聞きになられたですか。料金所に職員12名。聞き間違いじゃないですか。私は3名ぐらいと思ってたんですが、12名、それから委託職員が10数名と、実に25人もいらっしゃる。そりゃ、何ぼシフト制があったにしても、市長さん、これは人事については十分、その検討をしていただきたいなと私は思います。

併せて、そんな非効率な、先ほどもおっしゃったように行政効率を上げると言われても、私からすれば、本当に手つかずの非効率な話だと思います。

そこで、ついでで聞いちゃ悪いんですが、そんな状態の中なら、なおさら近々にはですね、業務委託するとか何らかの方法をとられて、もっと効率化を図るべきじゃなからうかと、これは最後の質問でございます。お答えいただきたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 竹岡議員の質問にお答えをいたします。

今の、洞の案内所の職員の数は、今、メモをしました。いろいろ私のほうで考えさせていただきます。

それと、今の秋芳洞の部分的なアウトソーシングという意味の御質問ですかね。秋芳洞の、基本的なことを言います、観光事業については、私は全体では、指定管理は考えておりません、おりません。これは、直接的に市が料金をちょうだいして、そして、それを市民の方に還元できる、大きなもので、これは全国的には、いつも申し上げるようにほとんどの例がない事業でございますので、これは直営というのは、私は、続けたいというふうに思っております。

ただし、アウトソーシング、これも指定管理者制度、その中に入るんですけども、外部に仕事をお願いをして、行政コストを圧縮していくという大きな、これも

一番最初の質問のときに言われたですね、大きな行財政改革の流れの一環でございます。この秋芳洞の洞に限らず、観光事業について、やはりコスト削減、これも、へやから、へやからって言うちゃあいけませんね、つい方言が出ました。申しわけない。基本的に、だから行政コストを下げる。それから、来られた方が満足して帰っていただける、そして、地元には効果が、活性化を生み出す。これは、少しも変わらないんですよ、部分委託したにおいても、ということです。

ですから、今までやってきた体制は官が主体であって、まあ、一部、委託職員の方とかですね、お願いをして観光ディレクターとか、非常によくやっていただいております。その部分も、ある意味で言えば、アウトソーシングなんですよ、外部委託です。もう既に、ですから、やっておるといってございませぬ。ですから、その部分を広げるかどうかという御質問だろうと思ひます。ですから、それをもつてして、サービスが上がつて、なおかつ観光事業の経費、財政そのものに寄与できるという確信があれば、私は考えていこうというふうに考えております。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。

24番（竹岡昌治君） 最後と言ひながら、あれですが。

そうしますと、私の質問も不十分だったのを、むしろ逆に市長のほうから補つていただいたんですが、私は料金所、そんだけの人がおられるとは思つてませんでしたんで、びっくりしたわけですが、料金所を含めて、特に今年度21年度は開洞100年ということで、いろいろなイベントもされるだろうと思ひますね。せつかく、そうした中で、昨年12月の議会だったですかね、観光大使のことも、私、御提言申し上げましたが、私も、せつかくの収益事業でございますので、これを直営化から離すという意味ではございませぬ。そうした部分的なアウトソーシングがお考へがあるというふうには認識してもよろしゅうございませぬか。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 竹岡議員、念を押されますね。先ほどお答へしたとおりで考へておるといってございませぬ。（発言する者あり）

議長（秋山哲朗君） 河本議員。

10番（河本芳久君） いろいろの御質問がございました。私も全く同感のような気持ちを持っておりますが、1点だけ。

やはり指定管理についての審議においては、コスト、これだけコストがかかっておる、だから委託経費としてこれだけの、一応予定をしておると、そういうコストの面についてこの審議をするには資料がない。やはり、そういったものの提示というか、そういったものはどう考えられておるか、これをまず第1点お伺いしたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 兼重部長。

総合政策部長（兼重 勇君） 河本議員の御質問のお答えいたします。

現在は、今議論していただいておりますのは加入者制度全般にわたる入口の部分でございます。個々におきましては、先ほどから議論されますように、非常に収益を生む施設、それから生まない施設、ばらばらでございます。ですから、その経費についても、この指定管理者制度そのものが、例えば本当に市が公費を使わずに、指定管理だけをして自主運営していただくような方法もありますし、あるいは自主運営をしていただきながら、それに足りない部分を予算化していくような方法もございます。それから、全額、市で予算措置をしながら、運営をお願いする方法もございます。それぞれ三者三様でございますが、なかなか十把一からげにいかないということでございます。そこで、それについては、各課のほうで今までの経過を踏まえながら決定をしていくということになるかと思っております。また後ほど委員会等もございませぬので、具体的な話になるかと思っております。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 河本議員。

10番（河本芳久君） 実は、今、個々指定管理については、いろいろの形態がございませぬ。例えば別府の伝習館ですか、そういった施設等はただ管理だけを委託するとか、しかし、この有線テレビ放送施設の指定管理については、職員もおられる、それから年間これだけの経費がかかる、その全面行使でこれだけひとつ任せますとか、そういう一つの経費のやはり説明がないと審議のしようがない。やはり住民にとってあの管理は「一切その収益で賄ってください」とか、「いや、そうではない、この場合はこうです」ということございませぬから、まず有線テレビ、この面についてはどれだけの経費を主として管理委託に含み込んでおるか、そういったものが明示されておられませんので、公開される意思があるのかどうかという確認です。

議長（秋山哲朗君） 兼重部長。

総合政策部長（兼重 勇君） 河本議員の御質問にお答えします。

おっしゃるとおりだと思います。ですが、先ほど申しましたように、この指定管理の中身ですね、それぞれ、これは今回提案しておりますのは、旧一市二町以外に指定管理をしたものでもございます。その生い立ちも違いますし、それから、これから新市としてどうしていこうかというちょうど変わり目でございますし、そのような金額的なことにつきましては、ちょっと、後ほどまた議会のほうで御質問等出ましたらお答えするというところでお願いしたらと思います。

議長（秋山哲朗君） 河本議員。

10番（河本芳久君） 秋吉台の家族旅行村についての指定管理を審議するときには、3,200万円の年間経費で管理運営をひとつ公募すると、その中で、競争入札の中で2者ほどが、2団体ですか、応札された中でいろいろ審議され、そして議会もそれを了承した、こういう経緯もございます。競争入札にかかわらない指定管理の施設については、これはこれまでの管理団体の「どうしてもこれだけの経費がないと、管理運営コストがかかるので必要だから」ということで予算化された場合もございます。

今回、この8件についてはそういうコスト面について何ら明示されていないということは、大変私たちの、市民代表として審議をする一つの素材が欠けているんじゃないかと、そういう面で、再指定の場合には必ず公募していないというのは、再指定する理由とか、また、これまでの実績、評価、そういったものも公にされないと、また短期間にこれを、議案のみ来て、中身がないのを審議しなさいと言っても、私たちは十分それに対する、このチェックをすることもできない。そういう意味で、私自身ちょっとこの議案について、審議しなさいと言われても、中身はもう少し我々としては情報が欲しい。その意味で、今それぞれの事業であればと言われたけれど、これはそれぞれ付託されたところでそういった資料は提示されるわけですか。確認しておきたい。

議長（秋山哲朗君） 今、先ほどの政策部長が言ったとおりで、各それぞれの付託された委員会で恐らくその予算を出せると思います。（発言する者あり）

南口議員、質問なら手を挙げて立って言ってください。南口議員。

21番（南口彰夫君） 先ほどガイドラインが出て、ずっと今慌てて、議案の提案が遅かったので、調べよったんですが、少なくとも市長が何度もこの議案すべてに

地方自治法 244 条の 2 第 6 項に、規定に基づくと、すべての議案についてそういうことを言われてるんですけど、私、この地方自治法の 244 条の趣旨に反した議案の提案になっているのではないかと思いながら、今調べてるんです。ですから、もし議案の提案そのものがこの法律に触れているという点をこの本会議場で明らかになるならば、一度議案を、私は、撤回する必要があると思っております。そういうことを前提に議論を進めていきたいと思うんです。安易に委員会付託でやって、本会議場からばらばらにして、目に見えんところで、まあ、MYT が入れば密室ということにはならないだろうと思うんですけど、そのばらばらにされて密室でやられたら、きちんと法の趣旨に基づいて、きちんと議案が提案されてるかどうか、これをまずきちんと明らかにしていくことが必要だろうと思っております。

議長（秋山哲朗君） 今、南口議員が言われましたけども、MYT、各常任委員会の委員長の権限で、MYT を入れるか入れんかということありますけども、決して常任委員会の今の委員会審議は密室でやっているとは私は思っておりません。

今の、南口議員は提案ございましたけども、それにどうかということはわかりませんので、ここで暫時休憩をしたいと思えます。

よろしく願います。（発言する者あり）いやいや、休憩とってですね、今言われたことについてちょっと審議したいと思えます。よろしいですか。

午前 11 時 43 分休憩

.....

午後 1 時 00 分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き、会議を開きます。

休憩前に河本議員から資料の請求がございましたので、その資料につきましては各委員会において資料の説明をさせますので、よろしいですか。

河本議員の資料の請求がありましたので、その資料につきましては出させていただくということです。南口議員、いいですか。（発言する者あり）

そのほか、質疑はございませんか。南口議員。

21 番（南口彰夫君） 先ほど、終わる前は私が発言したのは、この議会の開催に当たって、議案の提案が地方自治法第 244 条の 2 の法律の趣旨に反しているという発言をいたしました。その内容について具体的に取り上げる前に、その前の質問で用意をしていたのが、地方自治法 92 条の 2 に議員の兼職禁止規定というのがあ

るんですね、私が平成15年の、平成3年から平成15年まで3期12年間議員を務めていたんですが、平成15年の選挙では立候補いたしませんでした。その前年度から地方自治法の改正に伴い、このたび議論になっている指定管理者制度の導入、これについて勉強していたので、みずから議員をやめて指定管理者の、一番最初は山口県の指定管理者制度に応募しました。光の施設等にかかわったんですが、その後16年に美祢市においても指定管理者制度が導入されたので、私のかかわる団体と一緒にその指定管理者になりました。そのときに、具体的に言えばその当時も含め、その後かかわり合いがあるということで、ひどくいじめに遭いました。いじめというのは、いじめという言葉は正確には国語的にどうなのかっていうのはまた別にして、弱い者を、一人を、強い、特に議会関係者が多かったんですが、権力の力をもって脅したりすかしたりするのをいじめではないかと今も思っています。

その後、議員の兼職禁止規定にかかわっている旧市においても、それから議論のなるところなんですが、少なくとも私が国や県で学んできた兼職禁止規定にかかわる問題との関係での指定管理者制度について、少なくとも執行部がどのような理解をしているのか、私に言わせれば、今までの議論の中では全く正確に理解されてない、少なくとも議会の中での風潮があったんじゃないかと思うんですが、今既に議会に戻る前に、私は政党に所属していますので、政党の党内規則がありますからすべての役員、団体の兼職禁止ということで、外れていますが、指定管理者制度という関係で、その92条が適用されるのかどうなのか、特に市長及び議員、その家族、同族がかかわるといのがこの92条なんですね。そうすると市長みずからもかかわってくる重大な問題ではないかと思っています。

その辺での御意見を、関係部署でまずお答えを願いたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 兼重部長。

総合政策部長（兼重 勇君） 南口議員の御質問にお答えいたします。

この指定管理者に議会議員がなり得るか（「市長も、公職選挙法に適用する」と呼ぶ者あり）市長もこれは含めてでございますが、公職選挙法に適用する兼職の禁止に該当するかどうかというお尋ねだろうと思います。

この指定管理者の指定は、先ほども申しましたように行政職の一種であるということでございます。指定管理者による公の施設の管理は地方公共団体と指定管理者が取引関係に立つものではなく、いわゆる請負には当たらないと解しております。

従いまして、指定管理者に対しては地方自治法の第92条の2項、兼職禁止の規定は適用されないものと認識をしております。

市長なり副市長については、たしか140何条かと思いますが、別条項になっておりますが、取り扱いは同じだというふうに認識をしております。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

21番（南口彰夫君） そこで、これは国も県も美祢市も92条の議員の兼職禁止規定ということに、指定管理者の業務は当たらないと、それはなぜかといえ、委託契約、直接的な利益を目的、利益、収益を目的にした事業等はないからなんだという趣旨があるわけなんです。

それからもう一つは、まあ、資料請求を河本議員がなされて用意されるそうですが、地方自治法の244条の2は、議会の議決を経なければならないと同時に、7項目めに、指定管理者は毎年度の終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告を作成し、届け出なければならないと。ガイドラインや、国もそうなんです、ガイドラインの指針の中に指定管理者っていうのは、ある枠の中で、予算も含めてですね、ある枠の中で民活の自主事業、自主努力をいかにしていくかと、しかし、ある程度の枠に定められてなおかつ毎年度、3年契約であろうが5年契約であろうが毎年度事業報告をしなければならないと。それを受けて議会は審査をするんだという、少なくとも県や他市ではそうなっているんですね。ところが、先ほど、しょっぱなに説明したように、実際に農協の関係者は、それこそ寝耳に水だと、何のことやらわからないというところで、長年10何年間もかわり、非常に、市長が述べられたように農協には大変感謝していると、ところが10何年間努力してやってきた報告が何にもないまま、その次の会社がええとか悪いとかじゃない、その議論に入る前に少なくともその10何年度かもしくはこの3年間の事業報告をきちんとされた上で、さらに指定管理者を公募した結果、こういうことで継続したいということで、そもそも議案は提案されなければならないはずなんです。この法律上の解釈からいけば。もし法律上の解釈で気に入らんやったら総務省なり県の市町課にきちんと尋ねてください。先日私が行ってしっかり議論をできていますので。

しかも、これは、私、きょう初めて見るんですが、勉強不足で、平成20年の10月で、総合政策部でつくられたガイドラインもそうなんです、これ同じよう

に国や県が示してるんですが、なお例外的に公募を行わないケースとして主に次のような場合が想定されるが、所管課で公募の実施の有無について十分検討し、必要に応じてその理由を市民等に公表し説明責任を果たすこととすると、これも踏まえてないんですよ。ですから、私が言っているのは、この議案すべてが、一つ一つを挙げればどれがどうかって言えば、すべてが何らかの形で法の趣旨なり精神を逸脱した形で議会が運営されていると、そのことを申し上げておきたいと思います。

そういう点で含めて、さっきのところでの際、この議案一度撤回して後日改めて、もっと議員が調査研究できる時間を与えていただいて、審議することが大事なんじゃないかと思います。が、いかがですか。撤回する気があるかないか。担当課でええよ。

議長（秋山哲朗君） 兼重部長。

総合政策部長（兼重 勇君） お答えいたします。

私どもは、この指定管理者制度につきまして、地方自治法に基づいて議会の御同意をいただくということで、法律に基づいたものでございまして、特に撤回をする必要はないかと考えておりますけど。

議長（秋山哲朗君） 南口議員が今言われたとおりですね、事業報告等、毎年度これあるわけですので、それにつきまして後ほど説明したいと、各委員会で説明したいと思います。これはないから審議しないというわけではいかならないと思いますので、きちっとした報告書に基づいて説明があろうかと思っておりますので、御理解のほどお願いしたいと思います。よろしいです。（「ほかの人の意見を」と呼ぶ者あり）大中議員。

20番（大中 宏君） 今第1号議案が提案されているわけですけど、ほかの8号議案までちょっと関連の部分もあると思っておりますので、その発言もお許しいただきたいと思っております。

まず、第1号議案についてですけど、これ先ほど市長からも提案説明の中で、いわゆる公募によらない方法で行ったということです。これ、せんだってでしたが、交通・情報ネットワークの委員長報告の中にも、いわゆるこれからのデジタル化に向けて山口ケーブルビジョンが一番妥当ではないかというふうなことが委員会でも慎重に審議され、これが委員長報告でされたので、恐らく公募の、いわゆる指定管理者制度の指定によってもこれが尊重されたんじゃないかというふうに私なりに解

積をしております。

それで、この関係について先ほど河本議員からも説明がありましたが、いわゆる美祢市の条例第76号の指定管理者の指定手続等についての中、いわゆる第8条に事業報告書の作成及び提出として利用状況及び収支状況とありますけど、今回の指定管理者制度については、先ほどの説明がありましたので、えどるようになって大変申しわけないんですけど、各常任委員会に付託審議されますので、ぜひこれはすべてにわたって、こういうふうな、まあ、審議の場合は別として、継続的に指定管理をされた分については出していただきたいというふうに思います。

それから、期間が3年ないし5年ということになっておりまして、中には3年のものもあれば5年のものもあると。特にこの1号議案についてはデジタル化されるということで、かなりこれは長期になると思います。3年という期間では私、非常に難しいんじゃないか、再度指定管理制度、指定について提案すれば別に問題はないわけですけど、やはりこれは5年ぐらいの長期にわたる必要があるんじゃないかというふうに思います。

ですから、それと、次いろいろ議案出てきます。加工関係とか販売関係とか、やはり特に加工関係についてはせつかく軌道に乗って3年でまたやめなきゃならない、場合によっては指定管理が今度はかわった者になるという可能性があるんですけどね、いわゆる、特に地元振興のために一生懸命努力してもその行為が今から報いられるときになって指定管理が変わるとい可能性も十分考えられますので、そういう面からしてもこの第1号議案の3年というものも含めて、必要な場合は、できればこの指定管理制度についても、3年は5年というふうな形に条例改正をしていただければ大変幸せかというふうに思います。

それから、指定管理が今度、いわゆる農協から山口ケーブルにかわったということで、大変雇用の関係、今、いわゆる失業問題が盛んに言われておりますけど、全員雇用を行うということでひとつ、この場ではっきり明言していただければ、今、実際にMYTで働いておられる職員も安心してこれからも仕事に邁進できるんじゃないかというふうに思います。

この点について御質問します。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 大中議員の御質問にお答えを申し上げたいと思います。

2点大きくあったと思いますけれども、1点目の今の山口ケーブルビジョンに対する管理委託期間ですね、3年では短過ぎるんじゃないかと、5年が適正ではないかと、これは条例にかかわりますんで、今すぐお答えはできませんけれども、基本的な考え方として私も5年のほうが適当と思っております。

というのが、その人材をきちっと育成していただく、それから安定的に事業を運営していただく上においてやはり3年はちょっと短過ぎるという思いは私も持っております。しかしながら、今回初めて指定管理にお出しする、お願いするということでございまして、初の指定管理に出す場合はやはり3年程度で終期を迎えて、失礼な言い方ですけども、安定的に運営できるかどうかということを見る必要があると、それで3年という形で出しております。

今、先ほどの竹岡議員の御質問にもお答えしましたけれども、ガイドラインの見直しを考えておるといふふうに申し上げました。冒頭申し上げたように基本的に3年から5年ということがありますけれども、私は基本的には5年程度やはり指定管理というのは必要ではないかということを考えております。ですから、その辺も含めまして、今後検討なり考えさしていただきたいと、ガイドラインですね、ほうについても思っております。その暁にはまた条例改正ということで、議会のほうにお出しをすることもあろうかと思っております。それが1点目です。

それと、MYTに今携わっておられる職員の方、先ほど申し上げたように非常によくやってきていただいております。そして、優秀なスタッフばかりでございます。この方々はやはり我々の大事な美祿市民でもありますし、今おっしゃったように雇用を失うということは大変なことでございます。それで、山口ケーブルビジョンの社長のほうに、直接私のほうからお願いをいたしまして、間違いなく現有スタッフをそのまま使っていただくということで確約をちょうだいをしております。これはもう揺るぎない事実でございます。これは農協さんのほうから山口ケーブルビジョンのほうに指定管理に移った段階で、今働いておられる職員の方がですね、そのまま職を失うということは100%ないということをお答えを申し上げたいと思います。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。

24番（竹岡昌治君） 午前中にいろいろ長々と御質問申し上げまして、休憩時間

に同僚議員から時間取り過ぎたっておしかりを受けました。しかしながら、もう一言申し上げたいと思うんですね。

今、大中議員が交通・情報ネットワークの特別委員会で今度の秋芳町の工事につきましては山口ケーブルビジョンがなされるという御発言がございました。12月に委員長報告を今度また配付していただきたいんですが、私は、A社ということしか聞いておりません。しかも、それが指定管理者とどうつながっているのかというのは、今お聞きしたらかなりもう先行していると。片や農協さんでは、理事会も開かれてないという現状でございます。そうした中で、なぜこうなったんかというのはまだ私は所管の委員会でもっと議論を深めたいと、このように思っております。

それから、南口議員が言われた、この議案は法に触れているというような言い方もございました。これはお互いに見解の相違でございます、私は触れてないというふうに思っておりますし、ここらあたりで議長のほうで、もうそれぞれを委員会付託していただいて、求めるべき資料はそこで求めて、議論を深めていきたいと、このように思っておりますが、いかがでございましょうか。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

21番（南口彰夫君） 委員会付託入る前に、一つずつがきちんと、公の場で全員がそろうちよる場でやったんがええと思います。できれば、議会事務局にその委員長の報告も含めて、委員会の議事録持ってきてもらえば。きのう議長なり委員長の了解を得たかどうか別ですが、過去さかのぼった委員会記録を私見ました。ところが、山口ケーブルテレビに指定管理がどうのこうのと全く出てないですよ。だから……

議長（秋山哲朗君） 山口ケーブルテレビの話は指定管理者の話じゃなしにですね、施設の話です。（発言する者あり）そうです。施設整理の中でのA社という話は出たと思います。

21番（南口彰夫君） そうそう、だから、山口ケーブルも指定管理者も話が出てきたのは、この年が明けて議案の中で初めて出てきたんです。だから、去年、今までの議会の中であたかも議論されてきたという事実は全くないと、だから、それは議事録なり委員会記録を見れば、委員長報告は必ず出てくるはずなんです。一つずつ委員会付託に入る前に、この議場で、オープンで一つずつ議論していったんがいじゃないですかって言ってるんです。

議長（秋山哲朗君） ちょっと言ってる意味がですね。（発言する者あり）

指定管理者と今の施設整備の話と今ごちゃごちゃになっておると思うんですよ。

21番（南口彰夫君） いえ、じゃけ、出てない話が次から次へ出てくるので。

議長（秋山哲朗君） 出てないと思いますよ。指定管理者については一切出ておりません。

21番（南口彰夫君） でしょ。

議長（秋山哲朗君） ただ、施設整備については、A社という発言を西岡委員長はされておられます。

21番（南口彰夫君） だから、山口ケーブルという、農協から仕事を取り上げて、農協を排除して次の会社に移すということで、山口ケーブルというのは今まで議会では一度も出てないと、本会議場で正式には。名前も出てない。

議長（秋山哲朗君） 出ておりません。だから、その委員長報告とか、そういった資料ありません。

よろしいですか、南口議員。

21番（南口彰夫君） いいよ。

議長（秋山哲朗君） そのほか、質疑はございませんか。岡山議員。

2番（岡山 隆君） 昨日の議会運営委員会で、この指定管理に関して私申し上げましたけれども、地方自治法の指定管理の244条の2の7項に関して事後報告を、指定管理は毎年するというので。それで、今回はこの指定管理、これ、ありますけれども、32ですかね、施設があります。今回こういった議案に関して協議するに当たって、こういった事業報告をきちっと32の施設に関して取りまとめて提出、また企画のほうでこのことに関して各事業所ごとの課題と問題点、そしてその改善点、そういったもの等の資料をつけていただければ、我々としては、いきめのいく、そういった審議ができるんじゃないかと、またいい方向に指定管理をもっていくことができるんじゃないかと、そのように思っております。

いずれにしても、指定付託管理料、これが一つの施設に関して本当に適切なのかどうか、そういったことも踏まえて、今後しっかりと検討していくことが非常に大事ではないかと思っておりますので、どうか執行部の皆様に、特に付託の部課におきましては、その辺をきちっと取りまとめて、今後この32の施設に関して報告していただければ非常に助かると思いますか、審議しやすいということで、この辺も

踏まえてお伺いたします。

議長（秋山哲朗君） まず、その前に、先ほどからいろいろ意見が出ておりますけれども、事業報告に対する評価の結果についてどのような周知徹底ていうか、しておられるか、そういうのわかれば。

兼重部長。

総合政策部長（兼重 勇君） 岡山議員さんの御質問のお答えしたいと思います。

御承知のように、それを見ていただければわかりますように、美祢市は今年の3月に合併をいたしました。ほとんどが、ほとんどがじゃないです、全部ですが、旧市町時代に指定管理を受けたものでございまして、それぞれの市町でこの辺への報告等はなされていたと思います。

午前中も申しましたけども、それぞれの歴史がございます。内容も、類似施設があってもやはり、内容、取り扱いですね、それから、そこを利用される市民の皆様のニーズも違いますし、ある意味なかなかそのところは、これからのこのガイドラインを設けましたので、これに照らしながら効率的な形でやっていきたいがというふうに考えておるところでございます。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。

24番（竹岡昌治君） 今の部長の答弁おかしいと思いますよ。合併があったんで旧市町村に指定されてると。しかしながら、合併法の中で19年度の実績につきましては新市が引き継ぐことになっていると思いますよ。去年の9月が、決算議会やったときも、御承知のように、旧一市二町並びに新市が10日間か11日間ございましたよね。それをすべて9月に審査したと思いますから、当然のごとく私も出てると。

それから、監査の立場から申し上げましても、全部とは申しませんが、例えば家族村なんかもですね、資料請求をやって監査もしておりますので、今の部長のお答えはおかしいと思います。あるはずですよ。いかにもないような言い方をされたんですが、あります。従って、もうちょっと親切な答弁お願いしたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 兼重部長。

総合政策部長（兼重 勇君） お答えいたします。

ちょっと舌足らずでございましたが、当然のことながら、合併したとはいえ、新

しい市にすべてのものを引き継ぐというようなことでございますし、資料も報告書等もそれは整備されておりますし、要請があればそれはお出しすると、は可能でございます。

議長（秋山哲朗君） 出すことは可能ということで、理解でいいですね。

総合政策部長（兼重 勇君） はい。

議長（秋山哲朗君） ということでございます。

有道議員。

3番（有典典広君） 質問になるかどうかはわかりませんが、現状の議案説明だけでは、先ほど南口議員や皆さんが、ほかの議員が言われてるように参考になりません。やはり審議会で審査会で通ったといえども、議会で決議するところはするという以上は、市民の前でもそれで決議したという格好が要ります、どうしても。資料も何もなく、審査会で通ったからそれを追認しただけの議会ということはできないと思いますから、資料をきっちり出していただいて、しかもなおこの指定管理者が決まりますとあと予算の関係に、例えば幾らで請け負わせたとかいうのは来年度の予算に必ず反映すると思いますから、そんなに簡単なもんじゃないと思います。幾らで請け負わせたとか、過程とか、そんなこと、必要あらば出すというよりは、最初に出していただいて、そういう格好で審査したと、個人情報のこともありますから、それは議会でなかなか言えないところも出てくるかと思えますけど、議会で議決をとる以上は、我々も市民の負託を得て議会に来ておりますので、その辺までやらないと市民が納得しません。私らが審査会ですぐ追認したというだけでは、とにかく市が出せば皆議会は追認するんじゃないかと思われても困りますから、その辺をしっかりと資料を出していただいて、いい美祢市をつくるというのは議会も執行部も一緒ですから、その辺をきっちりしていただきたいと思います。中途半端に必要あらばとかいうような資料の出し方やなくて、これまでも要らないというぐらい立派な資料出していただいて、検討事項に入らせていただくと助かります。その辺をちょっと、部長、先ほどからちょっと部長の返答がちょっといまいち足りないところがあると思えますけど、もう少しその辺をはっきりして、先ほど資料が出ると言われてましたけど、どこまでの資料が出るのか私らはわかりません。委員会に付託しても、果たしてその中でまたきちんとした資料が出てくるかどうかわかりませんので、その辺も含めてははっきり返答をお願いします。

議長（秋山哲朗君） 兼重部長。

総合政策部長（兼重 勇君） 質問にお答えいたします。

必要があればといいますか、それを出し渋るということじゃございませんが、私ども、指定管理者制度のガイドラインをつくったといえ、今まで各課でそれぞれ対応しておりまして、私自身も実際報告書等ですね、一々検証してないわけでございまして、その点についてはおっしゃるようにできるだけ誠心誠意資料の出せる範囲で頑張ってお出すということは言えますが、見てないということで少しちょっと言葉が濁ったかもしれませんが、できるだけ納得いく方向での資料提出はさしていただきたいというふうに思います。

議長（秋山哲朗君） 三好議員。

6番（三好睦子君） あの今回のMYT放送施設の指定管理の件について、関係者の方や市民の方に聞きました。

農協関係では、まず指定管理の期間について御意見がありました。先ほど大中議員も言われましたが、期間が3年では短いと、5年にしてほしいと言われました。事業を、さあ、始めるぞ、頑張るぞ、頑張ってやろうと意気込んで設備投資をしても、3年後に切られるのだったらその成果が出るころには、次に、あなたはだめよ、次、次つてなる場合に本当、本腰を入れて事業ができなくなると言われました。そして、投資をしたすべてのものが次の指定管理の方に行くのでは、本当に事業がやりにくいということ伺いました。私もそのときに、これはまさに「トンビに油揚げだね」とか話したんですけど、そのようじゃやっていけませんねと言いまして、そして今回の資料の中で5年になったらという意見を聞きましたので、この資料、それについて見てみましたら、この資料の2ページでは上段の部分に3年から5年とありますが、このことについて指定管理者が周知されていないのではないかと思いましたが、期間について希望を取り入れていただきたいと思います。

MYTについても数人の方から聞きました。このMYTについては農村型テレビで議会のほうへもちろんのことですが、地域の情報や、農協の営農指導などもするのが目的だったと言われました。そして、農水省の補助金でできたもので、農業とそして市民との共有財産ではないかと、なぜMYTを農協の理事会や農家の組合員に、そして職員にも承諾もなく説明もなく、いきなり指定管理が山口ケーブルなのかと、加入者に対しても説明をしないままに進めることは、本当におかしいのでは

ないかということも聞きましたし、私自身もそう思っております。

3月前にも既に地デジ対応の工事がなされておるとも聞きました。インターネットの担当もできてるとか、そのような市が設備投資をして、そしてどうして農協に任せないのかという多くの不満の皆さんの御意見を聞きました。中には、このMYTは1,530円ですが、ケーブルになれば月に2,000円、今は2,036円ということですが、市民にも負担になってくるのではないかと、こういうこともありますし、本当に住民の方に説明を、納得のいく説明をして慎重審議に進めてほしいと。

このように問題もたくさんある中で委員会付託、南口議員も言いましたが、委員会付託にするっていうよりか本会議で全員の中で、本会議で慎重に審議をしていくべきではないかと考えますが、どのようにお考えでしょうか。市民の皆さんの御意見とかもありますが、その点についてもどのようにお考えかお尋ねします。

議長（秋山哲朗君） 委員会付託云々というのは、議会のことだから。

6番（三好睦子君） 市民の皆さんの声にこたえていただくのは市長さんだし、委員会付託っていう件は議長さんに。よろしいでしょうか。

議長（秋山哲朗君） 委員会付託する、せんっていうことは先日の議会運営委員会ですら決めてますからそのようにやりたいと思っています。議会の方は。

村田市長。

市長（村田弘司君） 三好議員の御質問でございますが、私にとって最も大事な市民の方々の御意見はもちろんお聞きをいたしますし、市民の方になるようにということで今一生懸命施策を行っております。

このケーブルビジョンのことにつきましても、市、行政がこうしたいからということではなしに、市民にとってどの方法が一番いいか、そして税金を一番有効に使っていくのはどうしたらいいか、市民の方からいただいた税金ですから、その大きな基本的な考えに基づいて政策施策をやっております。

議会サイドにおかれましても、特別委員会のほうでも随分御審議をいただいておりますということでございます。

この議会というのは議員、もちろん御承知でしょうけれども、市民の方の代表機関であるということです。この市の仕事をする上において、私は市長として、それから私のほうの行政機関と、それから議会というのは両輪になっております。これ

は法律上ですね。ですから、我々執行部のほうは、執行することについてしっかりと議会のほうで御議論を賜るということで、その手順は踏まさせていただきますけれども、冒頭言われましたように農協さんのほう、どういふ方に聞かれたかわかりませんが、そういうふうな声があるということは真摯に受けとめたいというふうに思います。

以上です。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はございませんか。安富議員。

22番（安富法明君） 2点ほどあるんですが、一つは質疑には当たらないと思いますがお許しを願いたいというふうに思いますが。

1点は、いろいろ意見が出ております資料の提出なんですが、要は議案の提出日、本会議、要するにこの席で資料の配付をしていただきたい、全員にっていうことですね。やはりこれは皆さんの意見もさることながら、必要なことじゃないかというふうに思います。議会の運営上、委員会付託をされるのは議会運営委員会でお決めになって審議を深められるのはまたこれもいいことだというふうに思いますが、ぜひそのことはお約束をしていただきたいなと思っております。

もう一つは、冒頭の議員さんの発言なんですが、私としては非常に美祿市議会の議会としての取り扱いっていいですか、受け取り方に非常に抵抗を感じております。

で、議員が執行部に対して懇親会を求めてそれに参画せざるを得ない、弱い立場で被害者のようです。議会っていいですか、議員は加害者なんです。こういうことにもなりかねませんし、そもそも、そういうことがあったのかどうかということも私はわかりません。非常に心外でもありますし、副市長の発言では事実関係認めておられないような、確認をしておられないようなことをおっしゃいました。私とすれば、発言の趣旨が正当っていいですか、本当なのかどうか、で、また発言の内容っていいですか、職員がホストを努めておるといふのがあったというふうに思うんですが、かかるような発言がまた適当なのかどうか、そして何よりも抵抗を感じるのは、議会の体質がそうなんだというふうな趣旨にもとれるんですね。

で、私とすれば、これらの発言の内容については、私とすれば、事実を伴わない、あるいは不適切な部分については訂正をしていただきたいと思うんですよ。

議長のほうでお取り計らいをよろしくお願いします。

議長（秋山哲朗君） ちょっと議案のほうからそれてますので、ひとつ整理して。

22番（安富法明君） それておることを承知で申し上げます。

議長（秋山哲朗君） わかっております。ひとつ整理してまいりたいと思います。

（発言する者あり）はい、このことについてですか。今の安富議員の前の部分の発言か、それとも後の部分についての発言ですか。どっち側なんですか。（発言する者あり）なら、ちょっと待ってください。ちょっと一回整理します。

今日程第3の議案第1号を審査しておるわけでございまして、それについての御質問はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）布施議員さん、手を挙げられましたけども。（発言する者あり）

この議案についての指定管理ということについての御質問、どうぞ、いいです。どうぞ、布施議員さん。

16番（布施文子君） 議会の議決のところ、地方自治法の244条の2というところには、議会の議決は、ここに提出されております指定管理者の団体の名称と、それから指定の期間という2項目が挙げられております。だから、それについては執行部のほうの提案に間違いはないと、正確であるというふうに思いますが、私もこの議会に当たって、勉強会に当たってはこの資料では不足であると、審議がこれではできませんという意見を申しました。審議会でそれはきちんと審議をされておるからということですが、そこで質問なんです、今からこれを、私は、付託をして審議をしていっていただきたいという思いがしております。それに関しましては、今まで出てきましたいろいろの問題点に対する資料が、本日用意ができるものかどうか、そのことについて質問したいと。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 兼重部長。

総合政策部長（兼重 勇君） 布施議員の御質問にお答えいたします。

先ほど私の答弁、舌足らずでございましたが、資料はできる限り提出するという気持ちであります。

議長（秋山哲朗君） 再度確認しますけども、これから委員会付託するわけですが、その付託する間にできますか。資料そろえられますか。

総合政策部長（兼重 勇君） できる範囲で提出をさせていただきます。

議長（秋山哲朗君） できる範囲、それはいいんですけども、時間的に……。時間的に大丈夫。どのくらい時間かかる。（発言する者あり）

総合政策部長（兼重 勇君） 今回議案となっております9施設については、（発言する者あり）8施設ですか、については、できる限りお出しをするということで、あとのほうについては準備の関係で多少難しいことも。ですから、今まで指定管理者から出ております報告書等、それは一番わかりやすいと思いますので、それについてはお出しはできます。（発言する者あり）

議長（秋山哲朗君） ちょっと待って。

出すのはいいんちゃ。けども、時間的に、どのくらい時間かかるんかっていう。例えば10分でええとか20分かかるとか。（発言する者あり）

ちょっと、今までの皆様方の御質問に対する整理をしますので、資料等のどこまで出せるかということちょっと整理しますので、暫時休憩したいと思います。何時かと言えませんが、暫時休憩したいと思います。よろしくをお願いします。

午後1時46分休憩

.....

午後2時40分再開

議長（秋山哲朗君） 先ほど言われました資料は、今整えておりますのでもう少し時間かかろうかと思えますけども。

竹岡議員。

24番（竹岡昌治君） 朝からですね、1号議案、もともと私は、この1号議案を通じて本日提出されました八つの指定管理者の共通したお互いが理解を深めようということで、そもそも指定管理者制度とは何ぞやということから御質問申し上げまして、長時間にわたって指定管理者制度そのものについては、お互いに共通理解できたというふうに認識いたしております。そのことにつまましてまた時間とりましたことは心からおわび申し上げたいと思いますし、なお一部私自身が認識不足のところもございましたし、特に西岡特別委員長、交通・情報ネットワークの特別委員会の休憩時間に委員長報告並びに議事録も読まさせていただきました。若干私のほうが認識が足らなかったということで大変御迷惑かけましたが、いよいよこの八つの議案につまましては、せつかく議会の議会運営委員会でそれぞれの委員会に付託をしてというふうにきのう決められたようでございます。従って、議長にお願いでございますが、執行部とやりとりの中で共通理解が深まったという意味から、ここでそれぞれの委員会に予定どおり付託していただきまして、委員会でさらに議論深めて

いきたいと、このように思っておりますが、お取り計らいをよろしくお願い申し上げます。

議長（秋山哲朗君） 只今の竹岡議員のほうから委員会付託したらどうかというな御意見が出ましたけど、いかがでしょう。（発言する者あり）委員会付託することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。

それでは、1号議案から順次進めてまいりたいというふうに思います。（発言する者あり）

何ですか。どういうことの質問ですか。（発言する者あり）そのことにつきましては、これが終わりました、審議が全部終わりました一番最後にしたいと思いますので、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

只今、議題となっております議案第1号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第4、議案第2号美祢市児童クラブの指定管理者の指定についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今、議題となっております議案第2号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第5、議案第3号美祢市老人福祉センターの指定管理者の指定についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今、議題となっております議案第3号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第6、議案第4号美祢市心身障害児（者）福祉施設の指定管理者の指定についての質疑を行います。質疑はございませんか。どうぞ、三好議員。

6番（三好睦子君） この件は、ひのでのNPO、ひのでの家族会の方が運営されておられましたが、今度は社会福祉協議会になるようで、だと聞きました。そして、そこの方たちとお話をしたんですが、作業内容とかいろんな面で内容が変わらないようにしてほしいという御意見がありましたので、伝えておきたいと思います。変わりませんか。

議長（秋山哲朗君） 山田課長。

市民福祉部高齢障害課長（山田悦子君） 三好議員の御質問にお答えいたします。

作業内容につきましては特に変更は考えておりません。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今、議題となっております議案第4号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第7、議案第5号美祢市火葬場の指定管理者の指定についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今、議題となっております議案第5号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第8、議案第6号美祢市農産物加工施設の指定管理者の指定についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今、議題となっております議案第6号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第9、議案第7号美祢市生産物直売所の指定管理者の指定についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今、議題となっております議案第7号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第10、議案第8号美祢市美東桂岩ふれあいセンターの指定管理者の指定についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今、議題となっております議案第8号は、所管の委員会へ付託いたします。

先ほどの資料をここで配っていただきたいと思います。

カメラが入っておりますので、先ほど来質問がありますので、ここできちっと配りたいと思っております。

これから委員会付託されますので、各委員会で慎重審査をしていただきたいと思いますけども、ただ昨年の平成20年10月にガイドラインを、指定管理者に対するガイドラインをつくっておりますし、ここに議会の議決という項目もここに書かれてありますので、ぜひそういったところも御一読お願い、で審査をしていただきたいと思いますというふうに思っております。

ちょっと資料のほうが戸惑っておりますから、暫時配らせていただきますけども、この際、暫時休憩をいたしたいと思っております。この間に建設観光委員会、教育民生委員会、総務企業委員会、そして議員全員協議会の開催をお願いしたいと思います。どうかよろしくお願い申し上げます。

午後2時51分休憩

.....

午後4時50分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き、会議を開きます。

本日の会議時間は、会議規則第9条第2項の規定により、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

この際、暫時休憩をいたします。引き続き総務企業委員会を開いていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

午後4時51分休憩

.....

午後6時31分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第3、議案第1号から日程第10、議案第8号まで、会議規則第35条の規定により、一括議題といたします。本件に関し、常任委員長の報告を求めます。建設観光委員長。

〔建設観光委員長 佐々木隆義君 登壇〕

建設観光委員長（佐々木隆義君） 大変お疲れでございます。

只今より建設観光委員会の委員長報告を申し上げます。

本日、本委員会に付託されました議案3件につきまして、委員全員出席のもとで審査をいたしましたので、その審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

委員会では議案第6号美祢市農産物加工施設の指定管理者の指定について、議案

第7号美祢市生産物直売所の指定管理者の指定について、議案第8号美祢市美東桂岩ふれあいセンターの指定管理者の指定についての3議案について執行部より一括説明を受け、その後質疑応答を行いました。

まず、執行部より、美祢市農産物加工施設の2施設、美祢市農産物加工センター（虹工房）と美東農産物加工所（みとう味の館）はともに山村振興特別対策事業により、市内で生産される農産物等の販売拠点の整備、さらには提供する加工品の材料として地場産品を積極的に活用することにより、地産地消の推進による地域農業の活性化を図ることを目的として設置され、両施設とも供用開始当初から山口美祢農業協同組合に管理運営を委託し、平成18年4月からは指定管理者として指定をし、現在に至っております。

次に、美祢市生産物直売所の指定管理について。

当施設については、地域農産物の流通コストを削減することにより、農家所得の安定・向上を図ることを目的として設置されたものであり、事業計画段階から市及び農業協同組合が中心となって検討し、最終的には山口美祢農業協同組合へ管理運営委託を行った経緯があり、出荷者の意見等を反映させた運営を展開するため、山口美祢農業協同組合が中心となり、「直売所みとう出荷者協議会」を設立し、直売所「みとう」運営の発展に努めております。

従って、この2議案は、合併前から旧市町における当該施設の設置経緯等に固有の事情があるため、美祢市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項により、山口美祢農業協同組合が該当するものと考えられることから、公募によらない指定管理者の候補者の選定を行ったとの説明がありました。

次に、美祢市美東桂岩ふれあいセンターの指定管理者について。

当施設は、桂岩小学校が平成3年3月31日に廃校となったことから、その跡地の有効利用を図り、地域の活性化、地域住民の生活・生涯学習の拠点として活用するとともに、都市住民等との交流を促進して産業・教育文化の振興を図り、地域活性化に資することを目的とした施設であり、管理運営は、桂岩地域に活力を生み出し、活性化を図るためには、地域住民が主体的に行動することが重要であるという考えに立ち、地域住民で組織された「桂岩ふれあいセンター管理組合」を平成18年4月から指定管理者として指定し、現在に至っている。

このようなことから、当施設の設置経緯や設置目的を達成するためには、地域の

活力と地域住民の積極的な参加が不可欠であり、地元で組織され、施設の管理を行っている桂岩ふれあいセンター管理組合を引き続き指定管理者に指定することが適当と考えられることから、条例第5条第1項の規定を適用し、公募によらない指定管理者の候補者の選定を行い、指定管理者の指定期間は、3議案とも平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3年間である、との説明がありました。

本議案につきましては、質疑を求めると、特に質疑・意見もなく、採決の結果、議案第6号美祢市農産物加工施設の指定管理者の指定について、議案第7号美祢市生産物直売所の指定管理者の指定について、議案第8号美祢市美東桂岩ふれあいセンターの指定管理者の指定について、各議案とも全員異議なく、全会一致にて原案のとおり可決されました。

その他といたしまして、市長より、雇用促進住宅については、現在雇用失業情勢を踏まえ、国においては、既に廃止決定を行った住宅についても、その対策として活用することの検討がなされているとの報告があったところでございます。

市としては、今後とも入居者の住居不安にならないように対処していく考えでありますとの報告がございました。

以上をもちまして、本委員会に付託された議案3件の審査の経過と結果についての委員長報告といたします。

〔建設観光委員長 佐々木隆義君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 建設観光委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、建設観光委員長の報告を終わります。

続きまして、教育民生委員長の報告を求めます。教育民生委員長。

〔教育民生委員長 布施文子君 登壇〕

教育民生委員長（布施文子君） 只今より、教育民生委員会の委員長報告を申し上げます。

本日、本委員会に付託されました議案4件につきまして、委員全員出席のもとで審査をいたしましたので、その審査の経過と結果について御報告申し上げます。

委員会では、議案第2号美祢市児童クラブの指定管理者の指定について、議案第3号美祢市老人福祉センターの指定管理者の指定について、議案第4号美祢市心身障害児（者）福祉施設の指定管理者の指定について、議案第5号美祢市火葬場の指

定管理者の指定についての4件について執行部より一括して説明を受け、その後質疑応答を行いました。

まず、執行部より、議案第2号美祢市児童クラブの指定管理者の指定について。

このたび指定管理をする施設の名称は「伊佐児童クラブ」であり、指定管理者となる団体の名称は「伊佐さくらっ子クラブ」であります。指定の期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間です。事業者の選定につきましては非公募でありまして、非公募の理由について、「伊佐さくらっ子クラブ」は地元の地域組織であり、地域活力を積極的に活用した管理・運営が行えるとともに、現在の利用者の方からの要望書の提出もありました。また、過去3年間の実績等も考慮して非公募ということで「伊佐さくらっ子クラブ」を指定するものであります、との説明がありました。

次に、議案第3号美祢市老人福祉センターの指定管理者の指定について。

現行の指定管理者は社会福祉法人美祢市社会福祉協議会であり、平成21年3月31日をもって指定管理が満了となります。この指定に当たっては美祢市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項に基づき公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、公募によらない指定管理者の候補者と選定し、公共的な団体である当該候補者を指定管理者にしたものであります。次期の指定期間として同社会福祉法人美祢市社会福祉協議会を平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3カ年間、公募によらない指定管理者の候補者として選定し、指定管理者として再指定いたしたいとの説明がありました。

続いて、議案第4号美祢市中心身障害児（者）福祉施設の指定管理者の指定について。

現在障害者に生産活動の機会の提供や交流の場として支援を行っております地域活動支援センター美祢地区ひので作業所について、事業をNPO法人美祢地区ひので会に委託をしておりますが、平成20年12月議会において、平成21年4月1日から美祢市地域活動支援センターひのでに名称を変更し、美祢市中心身障害児（者）福祉施設として設置することが議決されております。これに伴い、平成21年4月1日から指定管理制度を導入するものであります。この指定に当たっては、美祢地区ひので会家族会が中心になって作業所を設置、管理及び運営をされてきた経緯、また家族会から指定管理者選定についての要望等がありましたので、美

祢市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項に基づき、公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、指定管理者の候補者として公共的な団体であります社会福祉法人美祢市社会福祉協議会を選定しております。つきましては、次期期間平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3年間、社会福祉法人美祢市社会福祉協議会に指定管理者として指定したいとの説明がありました。

次に、議案第5号美祢市火葬場の指定管理者の指定について。

施設の名称は「美祢市斎場ゆうすげ苑」、指定管理者となる団体の名称は有限会社こまつ、指定の期間につきましては平成21年4月1日から平成24年3月31日までであります。現行の指定管理者は有限会社こまつ、現在の指定期間は平成18年4月1日から平成21年3月31日までの3カ年であります。現行の選定方法は17年度において8事業社が説明会に来られ、応募のありました2社の中から審査会において有限会社こまつが選定業者として決定しております。

今回の指定の手続につきましては、20年11月14日に告示を行い、説明会を11月26日、これにつきましては1業者の出席、申請につきましては12月3日から12月9日までの期間を設け、1事業所の申請がありました。選定審査につきましては平成20年12月17日に14名の審査委員により内容等を検討いただき、有限会社こまつに引き続き指定管理を行うとの御意見をいただいたところでありますとの説明がありました。

主な質疑、意見について御説明いたします。

委員より、「伊佐児童クラブについて現在各学年の人数を教えてください、また嘉万、秋吉それぞれの児童クラブの人数もわかれば参考にしたいので教えてください」との問いに対し、執行部より、「伊佐児童クラブにおいては1年生が11人、2年生が11人、3年生が6人、4年生5人、5年生1人、6年生が1人の合計35人です。嘉万においては1年生が7人、2年生が4人、計11人。秋吉においては1年生が5人、2年生が3人、5年生が5人の計13人です」との答弁がありました。

さらに委員より、「今回の指定管理者への予算については公表できないのか、また伊佐児童クラブについては今回は非公募となっているが今後も非公募とするのか、いつまでも継続にすると競争の原理が働かないということも起き得ると思うがどうか」との問いに対して、執行部より、「非公募とした理由は、美祢市指定管理者制

度導入に係わるガイドラインに書いてあります、専門的な技術の問題、施設の性質または目的から特定の団体を指定することが適切な施設の管理ということに該当するというので、今回は非公募とさせていただきました。また、現在利用されています保護者の方から要望書が提出され、引き続きさくらっ子でお願いしたいという意向がありましたので、その辺も踏まえまして非公募とさせていただきました。予算の公表については、来年度の予算がまだ審議中でありますので、数字は出せません」との答弁がありました。

また、委員より、ひので作業所について、「前年度はどの程度の予算で事業をお願いされていたのか」との問いに対して、執行部より、「平成20年度につきましては600万円で事業を委託しております」との答弁がありました。

また、委員より、「伊佐児童クラブは前回のときは公募をされていたが、このとき漏れた団体の方が、今回公募とすれば、手を挙げられたのではないか」との問いに対して、執行部より、「伊佐さくらっ子クラブのほかにはありませんでした」との答弁がありました。

また、委員より、斎場の収支について、「収支が合うように市の経費として補てんするのか」との問いに対して、執行部より、「平成18年度は不足額として91万9,055円を補てんしております。平成19年度においては精算方式を取り、当初の委託料より不足した50万3,819円を精算しております」との答弁がありました。

また、委員より、「財政上、収支のバランスを保つことが大切であり、指定管理者に任せ切りにせず、行政の立場で目を向け状況を判断し、対応して欲しい」との意見がありました。

その他の質疑、意見については省略いたしますが、採決の結果、議案第2号美祢市児童クラブの指定管理者の指定について、議案第3号美祢市老人福祉センターの指定管理者の指定について、議案第4号美祢市心身障害児(者)福祉施設の指定管理者の指定について、議案第5号美祢市火葬場の指定管理者の指定についての各議案とも、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案4件の審査の経過と結果についての委員長報告を終わります。

〔教育民生委員長 布施文子君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 教育民生委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、教育民生委員長の報告を終わります。

続いて、総務企業委員長の報告を求めます。総務企業委員長。

〔総務企業委員長 荒山光広君 登壇〕

総務企業委員長（荒山光広君） 只今より、総務企業委員会の委員長報告を申し上げます。

本日、本委員会に付託されました議案第1号美祢市有線テレビ放送施設の指定管理者の指定について委員全員出席のもとで審査をいたしましたので、その審査の経過と結果について御報告申し上げます。

まず、執行部より提案説明に沿った説明があり、その後質疑に入りました。

委員より、「今まで農協とは一緒になってまちづくりに取り組んできました。急展開のような提案になっている。もう少し時間をかけて議論を含めながら調査をすべきではないか。また、農協は協同組合法に沿ってその意思決定は定款のもとに定められている。農協の意思はどのようになっているのか」との問いに対し、執行部より、経緯について説明がありました。

美祢市有線テレビの指定管理者の選定に当たっては、まず新市の地域情報化に対する方針と政策的な配慮をすることが重要であり、現在、新市の情報・通信分野における美祢地域、美東地域、秋芳地域では事情がそれぞれ異なり、これの格差の是正とシステムの統合、均一なサービスを提供することは政策的に行う必要があります。

現在、美東地域においては山口ケーブルビジョン株式会社がケーブルテレビ、インターネットのサービスを行っており、秋芳地域においては主に共聴施設でテレビを視聴しておりますが、地上デジタル対策、難視聴地域の解消のため、総務省の交付金を活用して光ケーブルの敷設を計画しております。

国、県等への陳情活動は既に行っており、平成21年度着工を目指しております。これの交付金対象主体は第三セクターの条件があり、山口ケーブルビジョンが該当いたします。山口ケーブルビジョンについては、本市及び山口市、防府市、宇部市、阿東町が出資している法人（第三セクター）であり、公益性が非常に高い法人です。

また、美祢地域の美祢市有線テレビは光ケーブル敷設による高度化工事を進めており、本年4月からデジタル化されます。デジタル化に伴いまして放送事業の事業者は設備に係る維持、保守、管理には高度な専門的な能力と技術力が必要になるとともに、放送事業の高度な公共性にかんがみ、安定的なサービスを提供できることが求められます。

以上のことから、将来のケーブルテレビの管理運営の一元化を図る政策的配慮を踏まえて、指定管理者の選定を行った結果、山口ケーブルビジョン株式会社が適当であるとの結論に至りました。

また、美祢市の情報分野について市議会の交通・情報ネットワーク化推進特別委員会ではこれまで4回にわたり審議されてきております。

以上の事由により、山口ケーブルビジョン株式会社は美祢市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項「公の施設の性格、規模、機能等を考慮し」に該当するとともに、「本市が出資している法人または公共団体もしくは公共団体を指定管理者の候補者として選定することができる。」に該当するものと考えられます。

また、このような条件を具備している団体は山口ケーブルビジョン株式会社以外にはないと考えられます。

また、山口美祢農業協同組合と指定管理者継続について協議を行っております。組合は諸般の状況から、合併後の新市の情報の一元化を図るためには、山口ケーブルビジョン株式会社が指定を受けることが一本化になり、美祢市民のためになること、ひいては山口美祢農業協同組合員の利益を守ることにつながり、情報の安定供給につながることになるとの見解を示しておられますし、これからの映像、情報の高度化への対応として、現在の組織体制や費用では維持管理が困難になってくるのではないかと、その結果、組合の負担になってくるのではないかとこの見解を示されました。との答弁に対して、委員より、「農協の意思決定については総代会や理事会で確認されているのか」との問いに対して、執行部より、「理事会についてはこれから開催されると聞いています」との答弁がありました。

さらに委員より、「議案調査について時間も必要なので、もう少し時間をかけて調査をし、慎重に事を進めるべきではないか。また、その間に」A山口美祢の定款に基づいた意思決定をきちんともらってくるべきではないか」との意見がありまし

た。

また、委員より、「2月9日に臨時会が開催される予定であり、きょうはこの議題を継続審査とし、その間に議案について勉強したいと思うがいかがか」との意見がありました。これに対し、委員より、「継続審査とするにしても、その間に担当課に資料提出を求めることもあると思うが、協力をお願いしたい。また、農協とのきちんとした対応を求める」との質疑があり、執行部より「調査に係る資料については担当課に適正に出すように指示をいたします。また、農協との対応についても、次回にはきちんとした報告ができるようにしたいと思います」との答弁がありました。

以上、主な質疑・意見について御報告申し上げましたが、これまでの議論の経過を考慮いたしまして、本議案につきましては委員長より継続審査にすることを提案をいたしまして、全員異議なく継続審査とすることに決定をいたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査の経過と結果についての委員長報告を終わります。

〔総務企業委員長 荒山光広君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 総務企業委員長報告に対する質疑はございませんか。西岡議員。

11番（西岡 晃君） それでは、議長のお許しをいただきまして執行部のほうに若干質問させていただきたいと思いますが、議長、よろしいでしょうか。

議長（秋山哲朗君） はい、許可をいたします。

11番（西岡 晃君） この件に関しまして、交通・情報ネットワーク化推進特別委員会という委員会で私、委員長をやらせていただいております。また、先ほど総務企業委員長報告にありましておき農協との協議の対応の不備を指摘ございました。この私の特別委員会のほうでそこまで詰めて協議がされていなかった点をまずもっておわび申し上げておきたいというふうに思っておりますが、先ほど執行部のほうからも御説明がありましたとおり、この地域の情報の一元化を図るためにはやはり一つの会社に任して、情報化を一本化していくということが一番であろうというふうに思っております。そういった内容で特別委員会におきまして、山口ケーブルビジョンのほうにこの指定管理者を任したほうがよいのではないかという御提案をさしてもらっているところでございますが、何分、時間がない協議の内容でご

ざいまして、執行部におかれましてこの本委員会、1月、きょう16日でございますが、この本会議にかなり無理をしてこの指定管理者の議案を上程されたというふうにお伺いしております。時間のない中、進められたということでございます。その背景には、やはりこの4月からデジタル化を行う、またインターネットの供用サービスを開始するという大名目がございまして、それに合わせた、照準を合わせてこの1月16日、最低ぎりぎりの線でここに持ってこられたのではないかなというふうに思っておりますが、今総務企業委員長の継続審議ということでお伺いしました。これにつきましては反対することはございません。しっかり議論深めていただいて、また農協との協議をしっかり詰めていただければというふうに思っておりますが、この次の臨時会が2月9日に予定されております。この件、約1カ月指定管理者の指定がずれこむことに関して供用開始、デジタル化の映像系につきましてはそれほど問題はないのかなというふうに私も認識しておりますが、インターネットの情報系のほう、これにつきましては若干おくれが生じるのではないかなというふうに思っております。また、広報のほうで4月供用開始ということもうたっておりますので、この辺おくれるということ、どのくらいおくれる見込みがあるのか、またそういった場合にはどういった広報の仕方をして住民の皆様にも周知徹底を行うかということ、今どのようにお考えなのかをちょっとお聞きしたいというふうに思っております。

議長（秋山哲朗君） 兼重部長。

総合政策部長（兼重 勇君） 西岡議員の質問にお答えします。唐突な質問でございまして、事業者等との詰めもしておりませんのではつきりとは申し上げられませんが、今おっしゃったように非常にタイトなスケジュールとなっておりますので、どちらにしても議会の議決をいただかないと事業者とも交渉はできないわけでございますので、あるいは頑張りますけども若干遅くなることもあるかもわかりません。はつきり言いましてちょっとまだわからない状態でございます。

以上です。

議長（秋山哲朗君） わからないということでええんかな。市民にどういうふうにして知らしめるかということ。

総合政策部長（兼重 勇君） どちらにしても状況をもう一度再検討して、考えていきたいというふうに、できるだけ市民の皆さんに迷惑かからないような方法を考

えていきたいというふうに考えております。（発言する者あり）どちらにしても、広報は十分していきたいというふうに考えております。

議長（秋山哲朗君） 西岡議員。

11番（西岡 晃君） インターネットのほうにつきましては、プロバイダーとの契約、今現在使われておられる方は御存じだと思いますが、プロバイダーとの契約が個人個人あります。これを解約してMYTに加入するという段取りを踏まないといけないということがございますので、この辺は、まあ、時期がはっきりしました時点でも構いませんけど、しっかりと広報していただいて、トラブルがないような形をとっていただければというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、総務企業委員長の報告を終わります。

只今、議案第1号につきまして、議案第1号の美祢市有線テレビ放送施設の指定管理者の指定については、総務企業委員長から会議規則第102条の規定により、継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。総務企業委員長からの申し出のとおり本議案を継続審査とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手全員であります。よって、委員長からの申し出のとおり継続審査とすることに決しました。

議案第2号美祢市児童クラブの指定管理者の指定についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第2号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第3号美祢市老人福祉センターの指定管理者の指定についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第3号を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第4号美祢市心身障害児（者）福祉施設の指定管理者の指定についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第4号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第5号美祢市火葬場の指定管理者の指定についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第5号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第6号美祢市農産物加工施設の指定管理者の指定についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第6号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第7号美祢市生産物直売所の指定管理者の指定についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第7号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第8号美祢市美東桂岩ふれあいセンターの指定管理者の指定についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。 はい、三好議員。

6番（三好睦子君） この案に賛成ですが、桂岩ふれあいセンターの管理者の方たちがこれを決めるのに物すごく悩まれたのを聞いております。

というのが、先ほども、これ、収支が出ていましたが、20年度が赤字になってます。それで引き受けるかどうかというのを再三相談されたそうですが、18年度はプラスになっておりますが、今所管の管轄が今農林課のほうになっておりまして、収支がよかったときは教育委員会が所管だったそうで、そのときは夏の子供たちのキャンプとか教育委員会の会議とかが桂岩ふれあいセンターで持たれていたようで、夏場の利用が多かったように聞いております。それで、行政も縦割りではなくて、教育委員会の子供たちのキャンプとか横の連携をとりながら支援をしていただきたいと思います。ここを利用するのに市の連帯が応援していくようにしたい、していただけたらと思います。

というのも、ここの体験型農業をするのに宿泊設備があるのはここだけではないかと思えます。体験型農業をしながら地域の活性化に頑張っていきたいと思われて

この指定管理を引き受けられたと思いますので、十分支援をしていただきたいと意見を述べます。

終わります。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第8号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、午前中の南口議員の発言に対し、発言の訂正がありますので、これを許可いたします。南口議員。

21番（南口彰夫君） 本日、会議の開会と同時に議会の活動のあり方等、また議案の審議のあり方等について議員と並びに執行部、職員のかかわりに関する発言におきまして、一言訂正の発言、意見を述べさせていただきます。

さらに議員、職員、また美祢市民の皆さん、私の発言の中で非常にきわどいなど私自身思ったのは、安易な税金の無駄遣いをここにおる議員みんなが、職員みんながしているような誤解を大きく与えた点なんです。これが一つですね。

それから、非常に粗暴な発言であったと思いますが、職員のそれなりの献身的な努力が安易にコンパニオンの派遣、並びに男めかにこびを売る、こうしたことは本議会場の神聖なる場で行うべき適切な言葉ではないと、改めて私自身、深くみずからの発言に強い憤りを感じております。ということをもちまして、しかしながら今後ぜひ議員並びに職員の皆さんと一緒に議員活動や住民への奉仕、こうした職務に専念することを真摯に、新たな決意として深く深くおわびと訂正を込めた発言とさせていただきます。

議事録にしっかり残していただきたいと思います。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 岡山議員。

2番（岡山 隆君） 今南口議員がおわびの発言がありましたので、私はあえて強

くは言いません。

それで、きょうの冒頭のMYTは上映されるんでしょうかどうか、その件と、いづれにしても、これは言ってもしょうがありませんけれども、今後本人がそのようにされておりますので、本来ならここで、地方自治法の133条、侮辱に対する処置ということで、いろいろお話をしようと思いましたが、今後そういうことは一切しないということでありますので……（発言する者あり）133条です。（発言する者あり）侮辱に対する処置、133……

議長（秋山哲朗君） 岡山議員、今あえて南口議員のほうからそういう発言の訂正がありましたので、それをえどると、またぎくしゃくしたことになりますので。

2番（岡山 隆君） わかりました。一応発言、ここで終了します。

議長（秋山哲朗君） 以上をもちまして、本臨時会に付議されました事件はすべて終了いたしました。

これにて平成21年第1回美祢市議会臨時会を閉会いたします。大変お疲れでございました。ありがとうございました。

午後7時16分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成21年1月16日

美祿市議会議長 秋小哲嗣

会議録署名議員 山中 佳子

” 岩本明夫